

令和元年度 半田市補助金等判定会議要旨

令和元年10月9日（水）、10日（木）、11日（金）、半田市役所庁議室において、補助金等判定会議（市民委員審査）を開催したので、その要旨について下記のとおり記録する。

記

出席者

委員（敬称略）

議長 堀寄 敬雄

市民委員 3名

庁内委員 竹部 益世

山本 卓美

担当課

（10月9日）生涯学習課、建築課、地域福祉課、観光課

（10月10日）高齢介護課、学校教育課、スポーツ課、防災交通課、建築課

（10月11日）市民協働課、経済課

事務局（総務課）

課長 江原 包光

主査 渡辺 富之

書記 西原 健太

目 次

≪ 10月9日（水） ≫

1. 「半田市文化協会事業費補助金」(生涯学習課) … 1頁
2. 「青少年健全育成活動助成金」(生涯学習課) … 3頁
3. 「老朽化建築物取壊費補助金・ブロック塀等撤去費補助金」(建築課)
… 5頁
4. 「社会福祉協議会補助金」(地域福祉課) … 8頁
5. 「春の山車祭り仮設トイレ設置費補助金」(観光課) … 11頁

≪ 10月10日（木） ≫

1. 「シルバー人材センター補助金」(高齢介護課) … 15頁
2. 「半田市介護予防・生活支援サービス補助金」(高齢介護課) … 20頁
3. 「半田市地域介護予防活動支援事業補助金」(高齢介護課) … 23頁
4. 「私立幼稚園補助金」(学校教育課) … 28頁
5. 「コミュニティ・スクール推進事業助成金」(学校教育課) … 33頁
6. 「スポーツ協会スポーツ振興事業交付金」(スポーツ課) … 38頁
7. 「感震ブレーカー設置費補助金」(防災交通課) … 40頁
8. 「アスベスト対策費補助金」(建築課) … 43頁

≪ 10月11日（金） ≫

1. 「市民活動助成金」(市民協働課) … 46頁
2. 「コミュニティ環境整備助成金」(市民協働課) … 55頁
3. 「半田商工会議所中小企業相談事業補助金」(経済課) … 57頁
4. 「中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金」(経済課) … 62頁
5. 「知多半田駅前再開発ビル商業施設利用促進補助金」(経済課) … 66頁
6. 「半田市商業施設助成事業費補助金」(経済課) … 69頁
7. 「中心市街地まちづくり支援事業補助金」(経済課) … 72頁

開 会（市民委員審査：令和元年10月9日（水） 午前9時）

生涯学習課 補助金－1 半田市文化協会事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、昭和54年度から市民の文化意識の向上と芸術文化活動の振興を図ることを目的に交付しているものです。芸術祭を通して市民が質の高い芸術や芸能等に触れられる機会を提供しており、文化協会会員の文化活動並びに文化事業を振興することが市民の文化意識の高揚と文化の発展につながるものであり、継続的な交付が必要と考えております。

令和2年度の協議額は、市民の文化意識の高揚と文化の発展を図ることができることから、令和元年度予算上限額と同額としております。

なお、昨年度、当該補助金の指示事項として、1点目、「表彰に係る事業に、協議会費で支出するのでなければ、市の補助として支出するのに適したものにすること」では、補助金の対象外事業として整理しました。

2点目、「各部の予算執行状況をみると事業の透明性に欠けているため、適正な用途となっているか改めて事業費をチェックすること」について、適切な用途となるよう確認し、指導いたしました。

3点目、「周年事業にかかる予算は、本当に積み立てる必要があるのか整理すること」について、計画を聞き取り、必要性を確認しました。

担当課からの説明は、以上です。

【質 疑】

（委 員）今年度の補助金額の積算根拠を説明してください。

（担当課）令和2年度の全体の事業費については、平成30年度の事業費決算額135万円に、芸術祭の予算の60万6,000円を足した180万円以上の金額が見込まれます。よって、協議額の積算根拠については、令和元年度の予算上限額の180万円を設定しています。

（委 員）機関紙費について、平成30年度の決算額が約33万円に対し、令和元年度は60万円という予算額が示されています。令和2年度も令和元年度と同額60万円が示されています。予算額と決算額の金額に、差があるのはなぜですか。

（担当課）現在、会員が高齢化しており、若い人の会員獲得を目的として、機関紙の発行を行っています。目的達成のため、予算額を過年度決算額より増額し、ステップ等の新たな広報の媒体の費用へ充てています。

（委 員）広報の媒体を紙だけではなく、SNS等の電子媒体を取り入れることはできませんか。

- (担当課) 今後も、新たな媒体での広報を検討していきます。
- (委員) 広報の媒体について、会員獲得等を目的に、過年度決算額より増額するとのことでしたが、補助金の使途について、費用を明確にしてから積算を行うべきではないかと思えます。
- (委員) 協議書の積算根拠にあります、研修費の金額は4,948円と記載されていますが、決算報告書の平成30年度の研修補助金の金額は4,940円と記載されています。同じ使途ですが、8円の差があるのは誤りではないでしょうか。また、平成30年度の補助金の交付額として、事業費の決算額の金額は175万6,933円と記載されていますが、決算報告書の平成30年度の事業費の金額は185万6,925円と記載されています。同じ項目ですが、金額が異なっています。誤りではないでしょうか。
- (担当課) 研修費、事業費について、誤りですので、修正させていただきます。
- (委員) 定期預金内訳ですが、三菱東京UFJと記載がありますが、平成31年4月においては三菱UFJ銀行であり、名称変更した後ではないでしょうか。
- (担当課) ご指摘いただいた点について誤りのため、修正させていただきます。
- (委員) 誤記などの確認は、去年も幹部会議を通して、各課等長へ伝えている内容になりますので、今一度課でしっかりと確認をしてください。
- (委員) 予算編成において、概算で予算を組んでいる部分があり、まだ様々な費用を削る工夫の余地があるように感じます。その中での広報事業については、これまでの事業の効果検証ができていないことから、令和2年度の予算額60万円から平成30年度決算報告書の機関紙費予算額33万円を差引した、増額分にあたる27万円分について、減額をします。したがって、補助金額について、協議額の180万円から、機関紙費に上乗せをされている、27万円を減額した153万円とします。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ① 会員拡充を目的とした、これまでの広報事業の効果検証ができていないことから、機関紙費として計上している平成30年度実績額からの増額要望額27万円は認められず、紙媒体だけではない広報戦略を講じること。
- ② 協議額が審査できる適切な資料整備及び金額等の誤りがないよう徹底すること。

生涯学習課 補助金－２ 青少年健全育成活動補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、平成３年度以前から「青少年の健全育成の推進」を図るため交付しているもので、行政が直接実施するより効果的に実施できる青少年の非行防止巡回活動、啓発活動、親子ふれあい事業などの活動を行っており、次代を担う青少年が心豊かに健やかに育つための取組みは重要であることから、継続的な交付が必要と考えております。

令和２年度の協議額は２８８万円で、元年度から２万円の減額となります。その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりですが、ガールスカウトが廃団となり１団体が減少したためです。

なお、昨年度、当該補助金の承認条件として、「少年を守る会への補助金の支出内容にばらつきが生じているので、補助金の使途を明確化すること」とのご意見をいただいておりますが、それらについては、会合等において、補助金の目的、事業費に対する事業課のスタンスの説明を行い、補助金の使途について共通認識を図りました。

担当課からの説明は、以上です。

【質 疑】

（委 員） 少年少女発明クラブの活動費２５万円の金額の妥当性について説明してください。

（担当課） 平成２７年度より、少年少女発明クラブの活動を再開した際に、刈谷市等の近隣の市町を参考に、半田市の団体の人数、団体規模を勘案して、金額を設定しました。

（委 員） 少年少女発明クラブの決算報告書について３点お伺いします。

１点目、「青少年活動補助金収支決算報告書」の収入の部、協会負担金として、集塵機が含まれる理由を説明してください。

２点目、同報告書において、平成２９年度及び平成３０年度では清掃費の項目がありますが、決算書には清掃費の項目がありません。理由を説明してください。

３点目、同報告書において、平成２９年度及び平成３０年度では保険費の項目がありますが、決算書には保険費の項目がありません。理由を説明してください。

（担当課） １点目のご質問のお答えですが、集塵機を購入した費用について、協会負担金が出ており、該当金額を収入の部にて計上しています。２点目、３点目については、「青少年活動補助金収支決算報告書」の報告書の資料として提出していただいた際には、生涯学習課にて確認を

していますが、経緯等の詳細な内容を把握しておりません。

(委員) 市民協働課の市民活動助成金について、助成金交付先の団体の一覧の中に、少年少女発明クラブが含まれていますが、本補助金の該当団体と同じ団体ですか。

(担当課) 市民協働課の市民活動助成金の交付団体と、当補助金の該当団体は同じ団体になります。補助金と助成金の市としての交付目的が異なっており、生涯学習課の補助金に関しては団体の事業費補助のため、市民協働課の助成金について、3年間の期限つきで新規の事業の助成のために、団体へ交付しています。

(委員) 目的は異なりますが、2つの課から同一団体に交付していることとなりますので、関連する事業なども含め、今後も時代背景に即した補助金の制度設計となるよう検討してください。

(委員) 乙川地区少年を守る会の決算報告について、守る会の支出として、ふれあい活動費という項目で各校、園、館への助成金と記載がありますが、市から団体が補助金として受け取ったお金を、他の団体へ助成金として支払うのは、使途として適正ではないと考えます。

(担当課) 市が交付する、乙川地区少年を守る会への補助金のうち、ふれあい活動費として各校、園、館へ助成していることは把握しています。各校等の活動内容から使途目的を確認する中、適正な交付を行っているかと判断しています。また、生涯学習課にて領収書を確認しています。

(委員) 成岩地区少年を守る会の収支予算書の啓発費として、啓発用ビブスタオル作成費として18万円との記載がありますが、当該金額は補助金全体に対して大きな割合を占めています。全体額45万円のうち20万円近くが啓発物品へ支出されていることは、事業費補助としての使途は適正でしょうか。

(担当課) 啓発物品について、必要な数の見直しを行います。

(委員) 青山地区少年を守る会の決算報告書について、お伺いします。平成29年度「青少年活動補助金収支決算報告書」の支出の部、啓発費の内訳として、標語ステッカー代が含まれていますが、平成30年度「青少年活動補助金収支決算報告書」の支出の部、啓発費の内訳には、標語ステッカー代が含まれていません。

(担当課) 「青少年活動補助金収支決算報告書」は、生涯学習課にて確認をしていますが、経緯等の詳細な内容を把握しておりません。

(委員) 亀崎地区少年を守る会会則にて、会計年度は毎年5月1日から翌年4月30日だと記載がありますが、会計決算の日付は、平成31年4月26日の日付にて報告があります。本来は平成31年4月30日

の日付にて報告すべきではないですか。

(担当課) 監査を行った日を記入していると推察しますが、会計年度最終日の日付でなければならないことを把握しておりませんでした。

(委員) 子どもたちの健全育成を推進するための施策として、どのような方法が有効的だと考えますか。教育の面については、子ども達の学習支援をすることが大切であるように感じます。

(担当課) 教育委員会では、今年度より学校運営に関し、これまで参画していた保護者のみならず、地域住民等も積極的に参画することを目的としたコミュニティ・スクール推進事業を導入し、地域性を取入れた活動をしています。将来的にはこの活動を軌道に乗せ、少年を守る会の内容を合わせて行うことも視野に入れていきます。

(委員) 各地区少年を守る会の啓発費は、事業費補助とする基本に鑑み、補助対象外とし、事務局が啓発活動費として想定した、予算額5万円の5地区、合計25万円を減額し、協議額を263万円とします。併せて、少年を守る会の活動に際し、コミュニティ・スクール推進事業など関連する事業との連携や補助金のあり方も含め、もう一度教育委員会で協議することを条件とします。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ① 少年を守る会の活動計画において、事業費補助とする基本に鑑み、啓発費は補助対象外とし各地区5万円、計25万円を減額する。
- ② 少年を守る会の活動内容が時代に即したものとなるよう、コミュニティ・スクール推進事業など関連する事業なども含め補助金のあり方について教育委員会で協議すること。
- ③ 協議額が審査できる適切な資料整備及び金額等の誤りがないよう徹底すること。

建築課 補助金－4 老朽化建築物取壊費補助金・ブロック塀等撤去費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、大地震に対する耐震化・減災化を推進する必要があることから、平成25年10月に、補助要綱を制定し開始したもので、大地震時に倒壊し、2次災害を引き起こす可能性の高い、空き家を含む老朽化した住宅等、およびブロック塀等の取壊・撤去費用への補助を行い、減災化を推進することを目的に実施しているものです。

補助の対象は、2次災害の要因となる可能性が高い、道路近くに建っているなど

の耐震性のない又は老朽化した木造住宅、及び道路沿いのブロック塀等となります。

補助額については、取壊補助は、上限20万円で、ブロック塀等撤去補助については、平成30年6月18日発生の大阪府北部の地震でのブロック塀による死亡事故を受け、積極的な対応を行うべきとして、平成30・令和元年度に限り制度の拡充を上限20万円としていますが、令和2年度より拡充前の上限10万円として対応していきます。

令和2年度の協議額に関し、取壊補助については、過去実績及び増加傾向にあることを考慮し、35件を予定件数として、また、ブロック塀等撤去補助については、拡充期間が終了することを考慮し、10件を予定件数として、補助上限額で協議額を計算しており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

なお、昨年度、この補助金の承認をいただく条件として、「ブロック塀撤去補助について、民地と民地の境界沿い補助は対象から除くこと」、「工事費の見積もり内容を担当課でよく確認し、適正な内容であるかチェックすること」の2点をご意見としていただいております。

1点目「民地と民地の協会沿の補助は対象から除くこと」について、平成30年11月に要綱の改正を行い、民地境界沿いのブロック塀は補助対象から除外しております。

2点目「工事費の見積もり内容を担当課でよく確認し、適正な内容であるかチェックすること」については、補助申請に添付される見積書を複数職員でチェック、必要な場合は現地確認や見積もり業者に聴き取りを行うなどの審査を行い、適切な工事内容、金額であるかを確認しております。

今後も、利用促進を図るため、窓口相談や個別訪問時などの機会に、市から積極的に制度内容をPRすることで、補助利用による解体等を促していきます。

担当課からの説明は、以上です。

【質 疑】

(委 員) 当事業の経緯を含め、補助金の概要を説明してください。

(担当課) 平成25年度からブロック塀等撤去費補助として事業を開始し、平成30年度及び令和元年度の2年間については、大阪府でのブロック塀の事故を受け補助を拡充しており、事業費の3分の2、上限額20万円の補助金を交付しております。令和2年度からは、拡充前の、事業費の2分の1又は1メートルあたり1万円のどちらか少ない額、上限額10万円とする補助の交付を行います。

(委 員) 調査をした結果、撤去を行う必要のあるブロック塀は何箇所ですか。

そのうち、撤去済の箇所は何箇所ですか。

(担当課) 調査をまとめた結果、民地境界にあるものを含み安全といえないブロック塀は、1,524箇所ありました。このうち通学路での箇所は、内数で722か所です。その上で、昨年度は140件、今年度は9月末で64件が、補助の利用により撤去を行っております。建築課としては、個人所有であり、費用が発生するため、早期着工が難しいことでもあります。今までの撤去数と比較し、積極的な推進を図ったことで、市内の危険なブロック塀について、撤去が進められたと考えております。

(委員) 市民に対して、どのようなPRをしているのですか。個別にPRすることで、更に有効性が向上すると思いますが、個人名宛てに依頼を封書等で出していますか。

この2年間は拡充期間ということですが、撤去すべき1,524箇所に対し、撤去率約13%では、すべて改善することは厳しい数字だと感じます。

(担当課) 個別に封書等で通知を行ってはいませんが、今後も訪問を実施し、危険箇所の撤去に取り組んで参ります。

(委員) 通学路の現在のブロック塀撤去状況から判断すると、生徒にとって、安全・安心であると言えますか。

(担当課) 通学路については、まだ危険な箇所があります。

(委員) 危険な箇所については、具体的な金額を算出して、市民へ広報するとよいのではないですか。

(担当課) 場合によっては、業者に概算金額での見積りを依頼し、その金額をもとに市民と話をすることもあります。

(委員) 拡充期間とした2年間のブロック塀等撤去の件数について、増加した要因はどう分析しますか。何か、特殊要因があったと考えられますか。

(担当課) 拡充期間中の優位な補助率をPR出来たことに加え、消費税の増税が起因していることも考えられます。

(委員) 危険な箇所は、過去に発生した損害賠償が伴った事例を賠償額なども含め説明することで、行政としての指導をするべきではないでしょうか。今年度については、拡充期間最後の年になるので、補助率の優位性を謳い、多くのブロック塀の取り壊しができるよう、強い後押しをするようにしてください。

(担当課) 現地確認にて、危険と判断した箇所等については、回覧板等で今年度までとする補助率の優位性を周知していきます。今後も個別に訪問

等で、撤去を進めていきます。

【審査結果】 A 1（指示事項）

今後も積極的な推進に努めること、とりわけ、令和元年度までとしている拡充期間内については、補助率の優位性を謳い、通学路の安全確保を主軸に精力的に行うこと。

地域福祉課 補助金－２ 社会福祉協議会補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、半田市地域福祉計画に定める重点施策の実施について、市に協力し、自主的かつ積極的に取り組む半田市社会福祉協議会に対して交付するもので、当該施策の実施に要する経費を補助することにより、計画の基本理念である「誰もが自分らしく生きられるまち・はんだ」の実現に資することを目的としています。

当補助金の交付により、半田市地域福祉計画に定める重点施策のうち、例えば、「ふくし井戸端会議」や「ふくし勉強会」などの企画運営、地域の「ふくし相談窓口」における相談対応等、地域に根ざした多彩な地域福祉活動の展開が可能となり、半田市における地域福祉の推進、住民福祉の向上に大きく貢献しているものと考えております。

なお、社会福祉法第109条第1項において、社協は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされており、また、同法第106条の3第1項において、市町村は「地域福祉推進に係る包括的支援体制」を整備するよう求められていることから、当補助金は、同法の趣旨に適ったものとなります。

また、昨年度の判定会議で指摘のありました「積立金の目的」や「拠点整備の将来計画」、「拠点の定義」につきましては、これまでは住民に身近な地域で相談事業等を行うことができるよう、中学校区単位の地域相談拠点を設置するための整備資金として積み立てるという考えでありました。しかしながら、亀崎地区や成岩地区を始め、地域の各福祉事業所の賛同・協力を得ながら、地域の相談窓口を開設・運営できる体制づくりが進んできたため、この考えが改められることとなりました。

現在は、社協本部を置く雁宿ホール内の事務所が手狭であり、近い将来、移転を含めて本部拠点の拡張を考える必要があるため、その財源として、積み立てていくものと位置付ける事を確認しております。

同じく昨年度の判定会議で指摘を受けました「繰越金を減少させるための無駄な支出となっていないか」につきましては、社協事業費のほとんどは職員人件

費であり、また、事務費等の支出についても必要最小限とするよう指示しているところ です。

その他、社協に対しましては、市からの補助金を受けて事業実施する以上、透明性を保ち、しっかり説明責任を果たすことのできる法人運営に努めるよう、適切に指導監督を行いますのでよろしくお願 しいたします。

続きまして、今回の補助金額の算定についてご説明いたします。昨年度より社協の財務状況を勘案した補助金額を算定する計算式を導入しています。純資産増加分控除額については、社協の財務状況を網羅的に把握可能である純資産の直近3年間の平均とその直前の3年間の平均を比較して、100万円以上の増加があるときに補助金を減額するものでありますが、今年度に関しては計算を行ったところ、100万円を超えなかったため、差引をゼロとしています。この純資産を基にした補助額算定は来年度以降も用いてまいります。

次に収支余剰金特別措置額については、過去数年における社協の繰越金の増加や基金積み立てを踏まえ、今年度に限り差引するものです。平成30年度の社協の収支剰余金約850万円の約2分の1にあたる420万円を、補助金の基本額2,750万円より減額しています。なお減額算定に用いた850万円については、その他の活動による収支の剰余金については含まれておりません。これは、将来の退職金給付に備えて積み立てたものや、年度当初の人件費支払いのために積み立てたものを取り崩したものになるため、実質的な社協の収支剰余金にはあたりません。よって2,750万円より420万円を引いた、2,330万円を協議額としております

担当からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 補助金額の算定には、純資産増加分控除額及び収支剰余金特別措置額の計算式を導入しているとのことでしたが、平成31年度執行分の補助金から対象ですか。

(担当課) 計算式の導入については、純資産増加分控除額は平成31年度執行分の補助金より導入し、収支剰余金特別措置額は令和2年度より導入しております。純資産増加分控除額を計算すると100万円未満であるため、控除額がゼロであり、減額措置を行っていません。

(委 員) 純資産増加分控除額の控除額がゼロとなる基準である、純資産の増加額が平均100万円未満の年が続いた場合には、社協の純資産は少しずつ増加し続けることになるのでしょうか。

(担当課) 社協の純資産について、少額ですが、増加する可能性はあります。純資産の状況は3年間の平均を比較対象としており、また、100万

- 円未満と設定しているため、大きく増加しない計算式としています。
- (委員) 社協は、市と協力し、基本的に収益を生まない構造であり、自主的かつ積極的に取り組む組織であると、理解しています。一方で、財産目録では、資産として基金を億単位で所有していることが確認できます。過去の経緯としては、市が亀崎地区において、亀崎総合福祉センターの運営を行っている一方で、社協が亀崎地区において、新たな施設を建設する話が持ち上がり、亀崎地区に対して、福祉に対する費用を、市と社協からの二つの方向より投入することとなり、不要な費用が発生するのではないか、という話がありました。市が社協へ補助金を交付することで、社協の収益が内部で基金として積み上がり、亀崎地区のような不要な費用が発生しかねない事例が、今後も起こる可能性があるため、補助金の制度を見直す必要があるのではないか、という議論を行ってきました。社協は、本部拠点移転のため積み立てた基金を、一旦、小地域活動拠点整備事業費として、福祉活動拠点整備基金積立という名目に変更し、引き続き積み立てを行っているとの内容が、昨年までの内容になります。
- (委員) 現在の福祉活動拠点整備基金積立の金額は、いくらですか。
- (担当課) 財産目録にあります、小地域活動拠点整備事業費にあたる項目の、1億1,572万4,472円になります。しかし、冒頭に説明させていただきました通り、現在は、この金額は本部拠点移転のための費用としており、小地域活動拠点整備については、地域の福祉事業所の協力を得て、運営を行う予定です。本部拠点移転について社協の意向は、既存の建物にて行いたいため、現在は、本部拠点移転の可能な物件を探しています。本部拠点移転のための基金金額の目標として、2億円を目途としています。
- (委員) 基金の目標金額も明確に定まっていないため、基金が必要以上に積み上がらないですか。
- (担当課) 社協の収益が出た場合に、積み立て基金の金額が大きく増加をする場合は、純資産増加分控除額算定式にて、補助金が減額されます。そのため、必要以上に積み立てがされることはありません。
- (委員) 社協本部拠点での、一極集中の運営ではなく、社協の規模の階層ごとに運営をする方法も、選択肢としてあるのではないのでしょうか。階層については、1層が大きな市役所、2層が中学校区、3層が小学校区、4層が自治区等、拠点を分散し、臨機応変に対応可能な、実情とあった方法を検討すべきであると思います。社協は、建物等のハード面及び相談業務のソフト面について、市の方針に基づいて中長期計画を

作成し、その計画に基づいて、基金の積み立てのあり方を議論していくべきであると思います。

(担当課) 社協が、中長期的の計画を作成する中で、方針をまとめて、整備を進めていきます。建物等のハード面については、事務室が狭いことから、調整をすることが必要であると把握しています。

(委員) 収支剰余金特別措置額の勘定項目である、事業活動収支の金額について算出する際に、費用を差引したと説明がありましたが、会議資料より確認が可能である数値でなければ、議論の対象となる数値が不明確になります。社協の事業の収支の中で相殺をしてしまうと、収支決算報告書の内容が理解しづらくなります。

(委員) 今年度は、平成30年度の社協の収支剰余金約850万円の約2分の1にあたる420万円減額にて、補助金額を設定します。来年度までに、社協本部移転等の方針をまとめた中長期な事業計画を提示し、本会議において資料提出する際は、事業の収支の中で相殺せず、単独事業の事業ごとの収支を明確に把握可能な資料を作成してください。

【審査結果】 A 2 (承認条件)

- ① 社会福祉事務所の事務スペースや運営展開など中長期的な事業計画としてまとめ、次回判定会議までに書面で提示すること。
- ② 社会福祉協議会が行う補助事業と単独事業の事業ごとの収支を明確に把握し(各事業間で相殺しない収支状況)、多額の剰余金のある団体に対し補助金を支出する意義等を精査すること。

観光課 補助金－4 春の山車祭り仮設トイレ設置費補助金

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

本日、提案させていただきます「春の山車祭り仮設トイレ設置費補助金」については、令和2年度より運用開始したいとする制度で、初めて協議に諮らせていただくものであります。

経緯についてですが、5年毎開催の「はんだ山車まつり」が回を重ねて開催されたことや、平成28年に亀崎潮干祭がユネスコ無形文化遺産に登録されたことなどにより、半田市の山車文化の注目度や認知度が高まり、伝統的な春の山車祭りに来場する観光客が増加しております。

これに対して、観光客のトイレ対策については、現状、来場者の多い地区は仮設トイレを地元対応により設置しております。

今回の提案は、この費用の一部を補助することにより増加する観光客のおも

てなし機能の整備を推進したいとするものであり、これにより、リピーターの増加を期待できるものと考えております。

協議額については、今春、市内10地区における仮設トイレ設置について、地元関係者からの聞き取りと現地確認を行い、実際に設置している4地区（亀崎、乙川、下半田、成岩地区）を対象に仮設トイレの設置費用の実績額（成岩地区は市で積算）を基に試算しており、実績額の2分の1を協議額としております。

なお、補助対象とする費用は、トイレ本体（手洗いや囲い含む）の設置にかかる費用のみとし、し尿汲取り料、トイレトペーパー等の消耗品費、清掃費、上下水道料は含めないこととしております。

次に、事前の質問についてですが、1点目の補助金要望はあるか、ある場合はその理由について、であります。亀崎潮干祭保存会から昨年9月に要望書の提出がありました。理由は、収入減等による運営費の捻出が厳しくなっていることによります。亀崎以外の地区からの要望は受けていませんが、亀崎地区のみを対象とした制度の構築は困難であることから、全地区を対象としております。

2点目の補助率50%の根拠ですが、地元と市が一体となって負担をするものとの考えから、この割合としております。なお、観光客のおもてなし向上のための制度であるため、山車組関係者の利用が中心と想定される移動用トイレカーと山車組集会所に設置される仮設トイレは対象外としております。

3点目の協議額の試算において、10地区中6地区が含まれてないがなぜか、については、今春の調査において、6地区については仮設トイレの設置実績がないため、来年度の補助金交付見込みはないものとして協議額には含めておりません。なお、設置を希望する地区が今後出てくる可能性があります。5基以上の設置又は設置費10万円以上といった制限を設けて運用したいと考えております。

以上、提案とさせていただきますが、観光課としましては、祭礼開催団体が観光客向けの仮設トイレを設置することは、観光客のおもてなしと利便性の向上に有益であり、費用の一部を補助することは、山車祭りを観光資源として誘客を進める半田市の政策上、不可欠な対応と考えております。

担当課からの説明は、以上です。

【質 疑】

（担当課）新規の補助金制度を諮らせていただくもので、制度設計については、祭礼に関する補助金のため、交付する事業課として、観光課と博物館にて検討を行いました。博物館は文化財保護を目的とした補助金交付としており、観光客のおもてなしを目的とした当補助事業とは性質が異なるため、観光課による事業と位置付けました。おもてなしを

目的とする補助対象について検討する中、警備に要する費用も候補に上がりましたが、配置基準等の判断が困難であったため、必要数が把握可能な仮設トイレの設置費と決めました。

(委員) 特に利用者の多い亀崎地区のみを、補助対象にしないのはなぜですか。また、10地区中6地区については、仮設トイレの設置実績がなく、来年度の補助金を交付する見込みはないものとして、協議額には含めていないとのことでしたが、6地区も含めて、10地区を補助の交付対象にした理由について、説明をしてください。

(担当課) 1つの地区のみを補助する制度は、地区との差ができ、制度上ふさわしくないと判断しています。基本的には、新規設置する仮設トイレに対しての補助ではなく、現在、祭礼の際に設置している仮設トイレに対して補助します。そのため、実際に設置している4地区(亀崎、乙川、下半田、成岩地区)を対象に仮設トイレの設置費用の実績額を基に試算しておりますが、今後設置を希望する地区が出てくる可能性があるため、補助対象については、10地区としています。

(委員) 10地区間で不公平感なく、補助金が交付可能なのでしょうか。

(担当課) 半田市では山車に関連する補助金制度として、観光課では、ポスター等の広報のための半田山車祭りPR事業費補助金があります。博物館では、山車の修理や収蔵庫の整備、文化財保存伝承事業に対して支援する半田市文化財保存事業費補助金があります。こうした他の補助制度との関係性からも、10地区を対象とすることは、不公平感のない補助金制度と判断しています。

(委員) 仮設トイレを使用する観光客の具体的な定義を教えてください。

(担当課) 仮設トイレを使用する観光客とは、市内、市外関係なく、祭礼を見物する人です。祭礼関係者のみが使用する仮設トイレの設置費については、補助の対象にすべきではないと判断しています。

(委員) 仮設トイレの必要数の算出方法の有効性について、地区ごとの必要数を設置する方法と、数メートルごとに一基を設置する方法とを、比較検討を行いましたか。

(担当課) 地区ごとで祭礼の来訪者数や会場の形態に差があるので、数メートルごとで算出する方法より、地区ごとに必要数を算出する方法が有効であると判断しました。また、協議額について、積算根拠を「10万円以上又は設置基数5基以上」としているのは、観光振興目的としてはある程度の基数を求めたいこと、また、5基の設置費用が平均10万円程であることが理由になります。

- (委員) 要綱にて、「設置費用の上限額は、市が別途定める」と記載がありますが、要綱上で上限額を定める必要はあると感じます。仮設トイレの設置費 1 基での補助金額を定めておいて、その金額の 2 分の 1 を補助するという制度が、より適正ではないでしょうか。
- (担当課) 仮設トイレの設置費 1 基での補助金額を定めることで、地区ごとに仮設トイレの設置費の差がある場合にも、より公平に補助を行うことが可能になるため、要綱を変更します。
- (委員) 補助金の算定式として、トイレ設置 1 基当たりの上限額を設定することを条件として、協議額にて承認します。

【審査結果】 A 2 (承認条件)

補助金の算定式として、トイレ設置 1 基当たりの上限額を設定する制度設計に改め、これに対応できる要綱の整備を行うこと。

開 会（市民委員審査：令和元年10月10日（木） 午前9時）

高齢介護課 補助金－1 シルバー人材センター補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、昭和56年度から、働く機会を提供することを通じて高齢者の健康の増進と生きがいを高めるため、働く場所を提供する業務に要する経費を補助しているものです。

現在は、定年の延長などにより新規の会員数が増えず、また一方では体調不良などにより退会される方もあり会員数は減少傾向となっていますが、生産年齢人口が減少する中、高齢者の労働力はますます必要とされ、また、高齢者が就業機会を得ることにより、生きがい作りや、健康増進、介護予防などにも効果が期待できることから、引き続き継続的な交付が必要と考えております。

令和2年度の協議額は、昨年度と同額としており、その理由は、シルバー人材センターと協議するなかで、歳出経費の見直しや事務費単価の改定、新規事業の取り組み等を行い、シルバー人材センターの経営状況を明確にし、そのうえで適正な補助金を見極めていきたいとしたものであります。

昨年度、この補助金を承認いただく条件として「交付先の支出の妥当性を確認したうえで、適正な事業費となるように精査すること」につきましては、シルバー人材センター事務局と市財政課、高齢介護課の三者で精査し、什器備品費や賃借料の削減を図るよう協議をしてまいりました。また、「シルバー人材センターの経営状況を経年で比較できる資料を提出すること」につきましては、平成28年度からの経年比較の資料を添付しております。

【質 疑】

（委 員）この補助金は、国庫補助の基準に合わせて市も補助する仕組みになっていると思いますが、執行協議書の積算根拠に記載があるように、国庫補助の運営費補助分が減額となった理由を教えてください。

（担当課）運営費よりも高齢者活用・現役世代雇用サポート事業へ力を入れていくという考えのもと、運営費が減額となっています。

（委 員）そうなると、運営費がどんどん減っていくので、運営が立ち行かなくなるのではないですか。

（担当課）補助金としては、運営費とサポート事業の費用とで項目は分かれています。収入としては合わせた額で入ってくるため、その費用を人件費に使用することは可能であると考えています。

（委 員）補助金として運営費と合算した額が入ってくるといっても、通常、サポート事業費の分は事業費補助なので該当する事業にしか使えず、

運営費が下がったら、人件費を下げなくてはいけなくなるものだと思います。しかしながら、シルバー人材センター側も当会議の目的等を承知のうえで提案してきているものだと思いますので、運営費補助の額が下がっても心配ないものであると考えて話を進めてよろしいですか。

(担当課) 高齢介護課とシルバー人材センターの中では、運営費とサポート事業費の補助金の総額で運営していくことができるという認識ですので、大丈夫です。

(委員) 市が国と同額以上の支出をすることが条件とのことですが、この条件は、運営費とサポート事業費とそれぞれの項目で超えていないといけないものですか。

(担当課) その通りです。

(委員) 収支計算書の経常収益に受取国庫助成金が0円となっており、受取連合交付金に国庫補助の額が記載されていますが、それぞれの関係性を教えてください。

(担当課) 県の連合に国庫補助が一旦入ってから団体に支出されているため、連合交付金の欄に記載されています。

(委員) 紛らわしいので、国庫助成金が0円が入ってくるものがないのであれば、項目から消した方が見やすいと思います。

(委員) 市が国と同額以上で支出することが条件ということは理解しますが、収支計算書を見ると150万円ほどの差があります。こんなに差が出る理由を教えてください。

(担当課) これまでシルバー人材センターが国に補助申請する際、法人会計分として人件費を2割差し引いて申請しているため、市の補助金と差が出ています。令和2年度に向けて、これを同額に近づけるように法人会計分としての2割を差し引かずに国に要望できないか、シルバー人材センターと協議をしています。

(委員) 執行協議書の改善点で、経費の削減を図るよう協議をしたとあり、経年比較資料で見ると、備考欄に削減と記載があるもののうち、賃借料の欄に作業車等リース代(3万2,000円×2台×12か月)とありますが、令和元年度と令和2年度の予算を比較しても、それだけの削減がされていないと思います。

(担当課) 確かに備考欄の計算式だと76万8,000円となりますが、その全額が削減できるわけではなく、材料費負担で検討しており、元々シルバー人材センターで支出していた経費を、一部利用者負担にできないかという相談中で、確定した金額ではございません。

- (委員) 委託費欄にも備考で削減とあり、リース車あおり補強代とありますが、これは継続的な費用ではなく、単発費用だと思います。
- (担当課) その通りです。単発費用です。
- (委員) それでは、継続的な削減にはならないと思います。経営の改善と安定化を図るということですが、実際にどこを削減しているのですか。
- (担当課) 削減ということではないですが、安定化を図るために、令和2年度より利用者から徴収する事務費の比率を8%から10%に引き上げを行い、収入を増やすということ、また、先ほども説明しました国からの補助金の2割分差し引いていた額についても見直しを検討していることが大きな点です。
- (委員) 管理費の中の委託費が令和2年度にかけて、大きく増額していますが、これは何をやるものですか。
- (担当課) 把握しておりません。
- (委員) シルバー人材センターは、車両を持っていますか。全てリースですか。
- (担当課) 一部、法人の車両を持っていますが、経費等が掛かることもあるので、今後はリースに切り替えていく予定です。
- (委員) リースは車検代等がかからないので、その方がいいと思います。また、計画書の中にシルバー農園で育てた野菜を喫茶「楽」で販売し、利益を得る計画が記載されていますが、令和2年度の予算書のどこに挙げられていて、どれくらいの収益を見込んでいますか。
- (担当課) 実際は、今のところ、まだ売るという段階まで到達していない状況で、予算書にはほとんど上がっていません。今後の展開として、検討しており、喫茶「楽」だけでは市民に周知されないと思い、半田運河沿いでやっているマルシェに出店したりして、収益を上げていこうと考えているところです。まずはちゃんと収穫できることが前提になってくると思っています。
- (委員) 事業計画に2024年度の目標会員数が673人とありますが、どのような手段で増やそうという考えですか。
- (担当課) 新聞折り込みチラシによる情報の発信と、現会員の口こみによる紹介で会員の拡大に努めようと考えています。また、毎月会員募集に関しての説明会を実施しており、年間で103人の方が説明会に参加し、その内80人くらいの方が入会してくれています。
- (委員) 2018年度の目標500人も達成できていない状況ですので、なかなか難しい目標ではないかと思います。
- (担当課) 確かに、実際は入会してくれても退会していく人もいるので、毎年8

0人が必ず増えるということではありません。

- (委員) 会員が減っていくと、シルバー人材センター自体の運営も厳しくなっていくますし、とても心配だなと思います。
- (担当課) 会員が増えないと、受注しようにも手が足りないという状況にもなりかねませんので、この問題については、今後も引き続き、シルバー人材センターと話をして取り組んでいかないといけないと思っています。
- (委員) 先ほど、国の補助申請時に事務局長の人件費分として2割相当を差し引いて申請しているというところで、差し引かなくても良いかもしれないという説明がありましたが、今年の補助金等判定会議において、事務局長分の人件費は対象外と明確に説明をしています。1年で何が変わったのですか。
- (担当課) 今年の補助金判定会議時点では、我々もそういう認識でしたが、今年度事務局長が変わり、色々調べる中で、8割分の申請ということが決まっているわけではなく、もっと9割近くまで積めて申請できる可能性があるということが分かってきたためです。
- (委員) 人件費の8対2の割合というのは国の基準ではないということですか。
- (担当課) それを今、確認しています。
- (委員) しっかり確認をしてください。
- (委員) 先ほど事務費を10%に引き上げるという話がありましたが、引き上げ分の2%は全額利用者が負担するものですか。
- (担当課) 利用者が負担します。
- (委員) それに加えて、来年度正規職員1名を採用するということがありますが、事務費が上がると、利用しようとする人が減ることも考えられます。今後の展望として問題はありませんか。
- (担当課) 来年度採用しようとしているのは、新たに増員するというわけではなく、もともと欠員になっているところを補充するもので、支出としても元に戻すということです。さらに、受託派遣事業の拡大を図り、事務費を10%に上げることで、自立を目指していくということです。
- (委員) 今後の展望がしっかりしていないと、結局、最終的に補助金を増額してほしいといった話にならないですか。
- (担当課) まずは経営上の努力をやった上で、補助金額を決めていきたいという考えがあります。そのため、次年度も今年度の補助金額と同額とさせていただきます、2%分の事務費の収益や新規事業による収益で経営がうまく回るのかどうかを判断したいと考えています。

- (委員) それならば次年度の決算を見て、また意見させていただきます。
- (委員) 抜本的にシルバー人材センターの在り方を見直す時期に来ていると思います。国の指導もあって、なかなか難しいかもしれませんが、今シルバー人材センターで働く人たちに対しては時間給という形で配金というお金が、最低賃金とほぼ同額で出ています。それに対して事務費を10%に引き上げるということで、シルバー人材センターに発注するうえで魅力である安価という部分が失われてきているように感じます。最低賃金を確保し、民間と同じ水準とすることで、実際民間よりも高くなったりして、シルバー人材センターの魅力を大きく削いで、自ら首を絞めているように思います。まともに民間企業と競争しても勝ち目がない気がします。
- (担当課) 委員がおっしゃるとおり、確かに民間と競争することで魅力がなくなっていくということもあるかもしれませんが、シルバー人材センターで働く人の中には、やはりある程度の収入の確保というところを求めている人もいます。
- (委員) ある程度の収入が欲しい人は、民間の会社で雇ってもらえばいいのではないですか。民間でも高齢者の直接雇用が進む中で、シルバー人材センターは、やはり生活費を稼ぐという視点ではなく、生きがい作りみたいな形で働く人の場としてあってもいいのではないかと思います。
- (委員) 経営改善ということで、色々な削減や収益増ということを考えていることは理解しますが、長い展望で見たとき、それだけでは解決策にはならない気がします。もっと抜本的に見直す時期に来ていると思います。定年年齢も引き上げられるなど、社会的背景が変わってきているなか、旧態依然のやり方で進めていこうとしているので、行き詰まるばかりかなと感じます。
- (担当課) 確かに、自分たちの生きがい作りや健康増進のようなところを全面に出して会員募集し、それに報酬として配分金が少し入ってくるという形での勝負の仕方というのもシルバー人材センターが生き残っていくための一つの道かなと思いますので、シルバー人材センターと話をしていきたいと思います。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

シルバー人材センターの役割や今後の在り方について、時代背景に即したものととなるよう、抜本的な改革を含めた協議を行うこと。

高齢介護課 補助金－4 半田市介護予防・生活支援サービス補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、介護保険法改正に伴い、平成29年度から新たにスタートしたもので、これまでの介護予防給付のうち、訪問介護・通所介護が地域支援事業に組み込まれました。また、介護予防事業が見直され、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へと変わりました。これまで介護事業所のサービスとして行われてきました訪問介護や通所介護が、見直し後は住民等のボランティア団体も参画することができます。

この住民等の様々なサービスを充実させることにより、地域において、支え合うことができる体制整備を推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目的としています。

また、支える側として高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者自身の介護予防につながっていくものと考えています。

令和2年度の協議額は、昨年度と比較し2万4,000円の減額で、「訪問型サービスB（生活支援型）」の1回あたりの平均単価と延べ利用者数から積算しています。

「訪問型サービスB（地域支え合い型）」は、時間単価に延べ利用者数を乗じて、積算しています。立ち上げ補助は1団体を予定しています。

「通所型サービスB（地域支え合い型）」は、1団体あたりの平均補助額に、見込み団体数を乗じて積算しています。立ち上げ補助は5団体を予定しています。

昨年度、この補助金を承認いただく条件として、「お助け隊がない地区は早急に設置できるようにすること」につきましては、これまでお助け隊が無かった、青山地区に、「あおやまお助け隊」が立ち上がりました。今後もお助け隊が無い地域には、ふくし井戸端会議等で協議してまいります。

次に、「制度が浸透していない、現場の実情にそぐわないため、現場と話してスキームを作っていくこと」と「他市町の事業のやり方を研究し、団体の整理方法や委託料という整理について見直すこと」につきましては、現場の専門職を中心とした、総合事業検討会議を毎月開催しており、サービス等の見直しを現在協議しています。

【質 疑】

（委員）お助け隊について説明がありましたが、今いくつありますか。

（担当課）亀崎、岩滑、住吉、成岩、青山の5つの地域でできています。中学校単位で立ち上げてほしいという考えがありますので、あとは乙川地区にあればと思っています。

- (委員) 訪問型サービスBの利用者数が非常に少ないと思いますが、どういった考えを持っていますか。
- (担当課) 委員がおっしゃる通り、訪問型サービスBの地域支え合い型は実人数で10人ほど、生活支援型は1人しか利用していない状況で、担当課としても課題であると感じています。各事業所やケアマネジャー、包括支援センターでも色々と動いていただいているのですが、なかなか増えない状況です。
- (委員) その要因は何だと思えますか。
- (担当課) 1つは、人的な問題だと思えます。現場では人が回っていないと聞いています。あと、例えば掃除だけといった単体で使うようなところが、サービスの的に成り立っていないのではないかと考えています。
- (委員) 介護保険の趣旨として、生活サービスを受けるに当たっては利用者と一緒にやるという考えがあり、自立を促すということが大きな目標になっています。ただ、この訪問型サービスBは一緒にやらなくてもいいという括りになっていて、当初よりおかしいという指摘がされていきました。介護度が重くなったら、一緒にやらなくてはいけなくなるということでは、利用者の方は混乱してしまいます。そういう部分もあって、安易に使おうと思っても躊躇してしまうところだと思います。介護保険制度は5年に1回見直しがされるので、今の時点から、高齢介護課で考えを持っていないと、国の制度が変わってからでは、現場は非常に混乱します。現状をしっかりと確認してもらって、高齢介護課として考えていただかないと、この人数は絶対に増えないと思えますし、制度として無理があるのではないかと考えています。現場は本当に手が回らない状況で、介護保険の要支援1や2の方たちでもう手一杯の状況です。本当にこの補助金が必要なのか、高齢介護課の中でしっかり議論してほしいと思います。
- (担当課) 実際に課題であると考えており、現場に人をなるべく充てたいということで生活支援の従事者研修も実施しておりますが、事業所に登録して、その方が実際にやっていけるかと言ったら、かなりハードルが高く、つながっていないというのが現状です。
- (委員) この補助金は国が出している補助メニューの一つだと思えますが、必須なものでしょうか。半田市では出さないという選択はできるものですか。
- (担当課) 絶対に出さないといけないというものではありませんが、この補助金がうまく流れれば、将来の介護保険の費用が圧縮できるものと考え

ています。

(委員) 実際、現状はうまく流れていないと思います。

(委員) この補助金は、介護保険制度の要支援1、2といった方が対象のものですか。次で提案のげんきスポットの補助金の対象との違いを教えてください。

(担当課) この補助金は、要支援1、2の方やチェックリストで一定の項目以上にチェックがあった事業対象者を対象に、事業を実施している団体へ補助するものです。げんきスポットは、高齢者なら誰でも行けるところが対象です。

(委員) 資料のことで、交付している団体の資料は付いているのですが、実際に各団体にいくら交付しているのか、その実績額も示してほしいと思います。そういった資料がないと、協議額の妥当性が判断できないと思います。

(担当課) 来年度から実績の資料も付けるようにします。

(委員) 交付先の団体名の資料がありますが、これらの団体はそれぞれが独立したもので、運営団体としても代表者としても別の団体という認識でよろしいですか。

(担当課) 登録団体としては実施している内容から個別の取り扱いとしています。代表者は同じであったり、会場も公民館など同じところを使うかもしれませんが、それぞれ違う活動ということで別団体として登録しています。補助金を多くもらおうと、同じところが2つ団体があるかのように見せているということはないです。

(委員) 団体の収支報告書は、団体ごとで出してもらっているのですか。

(担当課) 団体ごとで出してもらっています。

(委員) 紙を一枚出せば、別団体で簡単に登録できるといったものではなく、団体の管理はしっかりとやっていただきたいと思います。

(委員) 資料にある表が補助額だと思いますが、平均実利用者数が25人以上の場合は一月に8,000円の補助額で、例えば25人の利用者がいる団体が、そのまま申請すれば8,000円のところ、5人ずつの5団体に分けた場合に、平均実利用者数が5人から15人の場合の一月4,000円の補助額となり、5団体分で2万円もらえてしまうこととなります。

(委員) 性善説で考えるか性悪説で考えるかという話にもなりますが、団体の管理はしっかりしてほしいと思います。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ①訪問型サービスB（生活支援型）の利用者の少ない実態に鑑み、今後の方針を協議し次回判定会議にて提示すること。
- ②訪問型サービスB（地域支え合い型）が全ての中学校区配置に向け、乙川地区で実施できるよう推進を図ること。
- ③協議額が適切に審査できるよう、事業実績等の資料整備を徹底すること。
- ④団体登録に際し、同一団体が複数登録することなどないよう、申請時のチェック体制を整備し、次回判定会議にて提示すること。

高齢介護課 補助金－5 半田市地域介護予防活動支援事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、平成29年度からスタートしたもので、地域住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、要介護・要支援状態になっても、生きがい・役割をもって生活できるような地域づくりを推進するために交付するものです。具体的には、市民活動団体等が行う、体操や趣味の活動、サロンなどの事業がこれにあたります。これらの事業を通して、参加者・スタッフ等が触れ合い、交流することで介護予防に繋がるものと考えています。

令和2年度の協議額は、昨年度と比較して80万9,000円の減額となっています。その理由としましては、団体登録はあるものの、補助金の申請がない団体があり、本年度補助金を申請した実績団体数で積算したため減額となっております。積算根拠につきましては、記載のとおりです。

昨年度、この補助金を承認いただく条件として「地区ごとの団体数を決めるなど、事業をどのような枠組みにするのか議論し、展望を示すこと」、「団体の単位について考えること。数のみでなく質を伴ったものとする事」、「改正案の補助対象事業について、25人に満たない団体も認める内容だが、猶予期間の設定をするなど制度の中でしっかり線引きすること」につきましては、改正方針として添付しております。

改正方針の内容ですが、国の動向としまして、通いの場への参加率を高齢者人口の8%程度まで高めるとしており、また、通いの場の機能としてもコミュニケーションや体操運動といった既存の取組みだけでなく、専門家による疾病予防や口腔管理等のサービスも併せて行っていく高齢者サロンの高機能化構想を描いているところです。それを踏まえた改正点として、要綱で「構成員2人以上」としているところを「高齢者が10名以上参加している団体（月2回の活動で延べ20名以上になる。）」と変更し、高齢者人口の8%を維持していきます。

また質の向上という点で、普段の活動に加えて「介護（認知症）予防に関する

講演会への参加」、「介護予防効果測定への協力」、「保健センターの出前講座の活用」、「市内介護事業所等の専門職を講師とした研修を開催」といった介護予防に資する活動を実施することを交付要件としていく予定です。

次に、「団体からの事業の収支決算書をチェックし、適正な事業をしているか、また、支出の内容についても適切か確認すること」につきましては、年度末に各団体から、実績報告書、収支決算書等の提出を求め、確認しております。「代表的な団体の実績報告、収支決算書を補助金判定会議の資料として添付すること」につきましては、追加資料として添付しております。

委員より事前質問のありました、1点目の「令和元年度の実績値195団体、令和元年8月1日現在の団体数が213団体になっているがこの差異は」につきましては、団体登録数が213団体で、そのうち補助金の交付決定した団体が195団体であり、その差が18団体となります。

2点目の「半田・乙川・青山・亀崎・成岩地区で団体数に差があるが、介護保険への移行率との関係を担当課として、どのように分析しているか」につきましては、介護保険への移行率と団体数の関係について、例えば、「青山地区は地域介護予防活動団体（げんきスポット）の団体数は少ないですが、要介護認定率は低い」というように、必ずしも相関関係があるものではありません。各地域の後期高齢者数の人数によっても要介護認定者数に違いがあります。また、中学校区ごとの団体数の差は、公民館・区民館、地域ふれあい施設といった施設の偏在によるところも一つの要因であると考えています。

次に、「団体への補助単位を考えて頂きたい。予定参加人数が高齢者の8%なので現状の団体でよいという趣旨のものではないと思う。（例えば、乙川でソフトボールを行う高齢者団体が9つありますが、他地区と比較して多くないか。かりやどの体操は70歳を目途に違う団体として補助対象を区分する必要があるのか。）公平公正に広く、介護予防支援ができるようにしていくべきものと思いますが、考え方を教えてください。」につきましては、現行の団体で単に高齢者人口の約8%の参加率の達成を目指すのではなく、団体の単位や質の向上を図る見直しを行い、団体の精査をしたうえでの達成を目指します。

改正方針に掲げたような見直しを行うことにより、現行の補助団体のうちの一部は、補助要件に該当しなくなることが想定されますが、猶予期間を設定したうえで、移行していきます。

また、制度の周知につきましては、はんだ市報やホームページ等で当該補助制度の周知を図っていますが、ソフトボールを行う団体については、乙川地区からの申請が集中しているのが現状です。亀崎や半田地区にもソフトボール団体があるとの情報は入っていますが、補助金の申請はほとんどありません。かりやどの体操については、体操の内容（年齢に応じた運動強度）を考慮して、70歳を基準に独立した団体として活動しています。

【質 疑】

- (委 員) 説明の中で団体登録をして申請をしなかった団体が18団体あったとのことですが、これをどうお考えですか。
- (担当課) なぜ補助申請していないか確認したところ、1つは登録から3年たつて自分たちで活動していくのに必要なものは揃ったため、もう補助金の必要がなくなったとのことであり、また1つは申請から実績報告など事務作業の負担がかかるため、補助金で貰える額に対してこの手間が面倒であるとのことでした。
- (委 員) 18団体は自力でやっていけるということだと思います。将来的に考えて、こういった団体を増やしていくようにしなくてははいけません。また、この補助金は介護予防のためにやっていると思います。要介護や要支援1にならないようにと、こういう活動に補助金を出しているのであれば、活動に参加している人で、どれくらいの人がどの程度のところで止まっているのか、担当課として把握すべきだと思います。
- (担当課) 経年で活動に来ている人がどう変わっているのか、現状維持できているのか、要支援になっているのか、情報を追えるよう今調査をしているところです。その結果、悪くなる速度が少しでも緩やかになれば、一つの成果だと思います。
- (委 員) 昨年は、団体の延べ参加者数を一覧にして資料添付があったと思いますが、今年はありません。また、要綱もついていませんがどういうことですか。
- (担当課) 延べ参加者数の一覧については、添付がなく申し訳ありませんでした。来年度は準備したいと思います。また、要綱についてはまだ改正案の状態のものはあるのですが、昨年も改正案で資料提示して、その後、資料とは違う形での改正となった経緯があり、資料としてあえて添付しておりませんでした。
- (委 員) 補助金の適正な判断をする場ですので、その抛り所となる要綱がないと何とも協議ができないものです。
- (担当課) 手元にありますので、コピーしてご用意します。
- (委 員) 性善説、性悪説ではありませんが、資料に延べ人数が記載してありますが、この人数の確認はどのようにやっていますか。
- (担当課) 今回の資料に添付はありませんが、提出書類の中に、いつ誰が何人参加しているのか表にしたものがあり、そこでチェックしています。
- (委 員) 現地に抜き打ちで確認に行くなどはしていませんか。
- (担当課) そこまではしていません。

- (委員) 私は別のサロンに参加したことがあります、その時に名前や年齢、どこの地区かなど書かされました。きっと、どこの団体もそうやっていると思います。
- (委員) 乙川地区でソフトボールチームがいくつかありますが、例えば、1つのチームがAチーム、Bチーム、Cチームとチームを分けて登録もできてしまう気がします。ここの切り分けの仕方のルールのようなものがやっぱり必要だと思います。
- (委員) 乙川地区のソフトボールチームに限って言えば、別々の活動をしていて、それぞれのチームが総当たりで試合をしていますので、チーム同士顔を合わせるのには2か月に1回くらいだと思います。それ以前に私が1番問題だと思うのは、このチームは昔からあるチームで補助金がなくても活動している団体というところです。NPOへの補助金などは立ち上げの時に補助して数年間は様子を見て、自立しているように補助の期間を決めていることもあります。もう始まってしまっている補助金ですので、簡単には直せないとは思いますが、少しずつでも要綱をカスタマイズしてもらって、自立につなげていく方向にしてほしいです。これは強く要望します。
- (委員) 介護予防って、やはり自助努力だと思います。この補助金は、その自助努力の力を削いでしまっていると思います。
- (委員) 先ほど質問でも出しましたが、この補助金を出すことで、介護保険への移行率が明確に低くなっていると説明してもらえたら、まだ理解できると思います。介護保険で例えばデイサービスによる支援を受ける方が1回行くと保険料で1か月約2万円、年間24万円近くかかります。それがこの補助金を出すことで10人、20人の人が介護保険へ移行していないと説明できたら、すごいことです。本当に介護予防につながっていると説明できれば全然問題はないと思います。
- (委員) 先ほどの質問の回答で、課長が「介護保険への移行率と団体数との関係性」について必ずしも相関関係があるわけではないと結論付けていましたが、関係があるからこの補助金を出しているものだと思います。長期的に見ないと分からないと言うべきで、表現が悪かったと思います。
- (委員) 収支決算書を出してもらって、事務局のチェックはどのようにやっていますか。領収書なども提出してもらっていますか。
- (担当課) 領収書も提出してもらい、職員が時間をかけて全てチェックしています。
- (委員) このチェックだけでもすごい労力がかかることだと思います。やはり、

自力で活動できるように移行させていくべきです。

(委員) 収支決算書の中で補助対象経費と対象外と分けてありますが、補助対象経費の中でも上限額という考え方はありませんか。例えば、消耗品費でインクカートリッジを余分に購入したとしても、補助対象経費であるから全額補助するといった仕組みになっていないか気になります。

(担当課) 補助対象経費自体に上限額はありますが、参加する人数によって運営費補助の上限額が決まってきます。その額の中であれば、消耗品費が7,000円であっても8,000円であっても問題ないと思っています。

(委員) 運営費全体の上限額の中で、どこに使用しても良いという聞こえはいいですが、不要なものまで買っても許される仕組みになってしまいます。

(担当課) 枠を定めて、この項目はいくらと固定してしまうと団体としては使い難いのではないかと考えています。

(委員) 前の議論でもあったように性善説か性悪説かどちらで考えるかで、仕組みは大きく違ってくると思います。

(委員) 傷害保険が補助対象となっている理由を教えてください。通常自分にかかる怪我の補償であれば、自己負担であると思います。

(担当課) これは活動の中で誰かに怪我を負わせてしまった場合も対象の保険であると認識しています。

(委員) 個人に係るものではない保険ということですか。

(担当課) 確認しておきます。

(委員) 要綱の改正案の中で、使用料及び賃借料という部分がありますが、例えば、個人が持っている車を借りた場合に会がお金を支払って使用料として挙げてくる場合があると思います。この場合、適正な額というのが不明確になることがあるので、使用料の中でも例えば駐車場料金といったように具体的に規定を設けた方が良いと思います。食糧費は水分補給のための飲料代に限るといった記載があります。使用料ももっと具体的な整理が必要だと思います。

(委員) 団体数が地区によって偏りがあるのは、情報の偏りがあるのではないかと思います。この補助金をもらっている団体等を市民が確認できるようになっていますか。

(担当課) 登録団体については一覧をホームページに掲載しておりますので、情報の偏りというものはないと思っています。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ①介護予防を主軸としている目的に鑑み、各団体へ補助金交付することで自助努力を阻害してしまうことのないよう、支援施策として必要な団体に適切に交付できるよう要綱改正を行うこと。
- ②事業の実態把握及び参加者の状況など確認するため、適宜現地調査を行うこと。

学校教育課 補助金－2 私立幼稚園補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は今年度まで「事業費補助」、「入園料補助」の2本立てで支給してきましたが、本年10月からの幼児教育の無償化に伴い、入園料も含めて無償となったため、入園料補助は、来年度からは廃止することとしました。

ただし、今回の無償化の恩恵を受けるのは利用者のみであり、私立幼稚園側の負担は軽減されるわけではないため、もう一つの事業費補助については、私立幼稚園ならではの多様な教育を望む利用者の受け入れ先を安定的に確保する意味でも継続していきたいと考えております。

協議額については、平成24年度の当判定会議の審議結果を踏まえ、今年度と同様の基準での補助としています。

なお、昨年度の判定会議の指示事項である「公立私立幼稚園間の保護者負担の格差是正に向けた見直し」については、負担格差の一因となっている高額な入園料が無償化されたことに伴い、入園料への補助をこの10月から廃止することにより対応済みです。

また、もう一つの指摘事項である「長根幼稚園が新年度予算について、マイナス予算を立てていること」については、理由を先方に確認したところ、従来から支出は大目に、収入は固めに見積もって予算編成する中、さらに人員増の予定があり、マイナス予算となったとのこと。しかし、当方から指摘を受けていたこともあり、昨年度よりマイナス幅を圧縮して当初予算を組むよう改善されています。

【質疑】

（委員）執行協議書の交付実績等の欄で、繰越金がマイナスとなっているが、これはどういうことですか。経営状況が厳しいということですか。

（担当課）昨年度も同じように繰越金のところがマイナスで表示しておりましたが、30年度の繰越金を見ていただくと、最終的にはプラスに転じ

ています。これは、先ほども説明しましたが、支出を多めに、収入のほうは少なめに見積もっているためで、何故かと言いますと、収入の大きな部分は利用者からの保育料になるわけですが、当初の段階では4月現在の園児数で見積もっており、私立幼稚園の場合ですと、年度の途中で入園することが多くありますので、当初マイナスになっていても最終的にはプラスに転じるということです。

(委員) そうだとすると、これを論点に議論することは無駄ではないですか。実態に近い形の予算であればいいですが、今の話では、決算を見てからじゃないと議論できないような形だと思います。

(担当課) あくまで見込みで予算を立てるということであれば、収入を4月当初の園児数ではなく、その後に増えていくことも見越した人数で予算を立てていくのが自然だと思います。

(委員) そう思うのであれば、なぜ指導しないのですか。

(担当課) こちら側の疑問は伝えてはいますが、完全に是正するには至っておりません。見込みと実態が大きく異なっておりますので、もう少し強く指導していきたいと思っております。

(委員) 事業費補助はいつから始まっていますか。

(担当課) 遡りますと、数十年前から支出しているものですが、元々運営費補助として支出していたものを、平成24年度の補助金等判定会議においてご意見をいただいて、事業費補助に変更し、今に至っている状況です。

(委員) 現実を見てみると、公立保育園は欠員が出て困っている状況がある中、私立幼稚園は前日から入園申請が並ぶような状況があり、十分に運営していける体力がある団体に継続して補助していく意味合いがあるのでしょうか。幼児保育の無償化が始まったこのタイミングで、一旦事業費補助も廃止することはできないのですか。

(担当課) 私立幼稚園がなくなってしまうと、今私立でも約600人の園児を受け入れていただいている状況で、それを全部公立では受け入れがでるわけではありませぬので、私立にも存続してもらわないと困る事情があります。

(委員) この補助金があれば、ずっと存続できるということですか。

(担当課) 私立幼稚園が立ち上がった時に市からも出資金という形で援助し、その後も一定の援助が必要であろうということで補助してきたというところがあり、確かに、この補助金が私立幼稚園の存続に関わるところかどうかという点も検討が必要だと思っております。

(委員) 事業費補助の使い道を見てみると、トイレなどの照明器具更新工事や

運動場造成及びフェンス設置工事費、保育椅子や体育マットの購入など、施設運営をしていく上で、施設側で当然揃えるものに対して補助金が充たっているように感じます。例えば、半田市側が実施してほしいと考える教育のための研修会費用に補助を充てるとか、そういう形であれば理解できますが、そういう使い方をされていない状況からすると、継続して補助を出し続ける意味があるのか疑問に思えます。保育料無償化に伴って、市側の支出がかなり増える状況もあります。これまで実施できてきた事業もできなくなるという状況でもありますので、この補助金も一度整理するタイミングではないでしょうか。そうでないのであれば、もっとこの補助金を出す意義を説明してほしいです。

(委員) 補助金の在り方についてですが、公立と私立があって、公立では税金を投入しているからできていることが、私立だから実はできていないことがあって、そのレベルを引き上げるための費用を補助金として出すという考え方なら理解はできますが、公立以上のものを実施していることに対して補助が当たっているとしたら、何故そこまでしなくちゃいけないのかと思います。

(担当課) 学校教育課としては、私立幼稚園も同じ幼児教育の担い手であるという認識でいますので、特別、公立でできないことをやるために、補助金を投入しているという認識はありません。この補助金がないことで、授業料ではないですが、別の経費が保護者に徴収される可能性もあり、それが官民の格差につながることにもなりかねないと思いますので、一定の補助は必要ではないかと考えています。

(委員) 保育料は無償化ですよ。事業の部分として特殊なサービスを受けるとしたら、受益者負担という考えもあると思います。

(委員) 事業活動収支予算書を見ると、収入の部で、附属事業収入とあって、給食費収入が前年度は0円ですが、本年度から2,000万円ほどの収入が挙がっています。これについて説明してください。

(担当課) 給食費については、これまでは授業料の中に含まれて徴収していましたが、無償化に伴って、純粋な授業料のみが無償化の対象で、給食の提供については実費を徴収することとされたため、本年度から収入に上がっているものです。

(委員) 同じ事業活動収支予算書の収入の部のところで、一般寄付金として定額100万円が挙がっていますが、おそらく、卒園生などに寄付をお

願いするような手紙を送って寄付を募っている形かなと思いますが、どこからの寄付金ですか。

(担当課) 誰からの寄付かまでは把握しておりません。

(委員) こうやって見ると、この補助金がなくても、一般の方からの寄付金もあったりして、廃園になるということはないと思います。また、支出を見ても590万円くらいかけてタンバリンなどの楽器を揃えて、それに補助金を充てるなど、補助金があるから何かを購入している形になっているのではないかと感じてしまいます。だから、今までのような定額を補助していくというのではなく、何か必要になったときに補助する仕組みに変えていくべきではないでしょうか。

(担当課) 既得権のような定例的な補助ではなく、新規に何かを始めるときなどに必要な分の補助を、収支も踏まえて確認し、承認するような形でしょうか。

(委員) そうです。補助金は出すときは簡単ですが、やめるときは非常に難しいと思います。無償化ということもあり、そういう時期かと思います。

(担当課) 無償化という大きな変化の中で、園の収支も今後どのように変わっていくのか、少し読みづらいところもあるので、もう少し時間をいただき、その傾向が掴めた段階で判断させていただくという形だとありがたいと思います。

(委員) どちらの園も年間収支で2億円くらいの額が動いている中で、90万円という額がどれだけの影響があるのか、話を聞いていても見えてきません。例えば、幼稚園の環境整備に限って補助するなど、もっと半田市が補助する目的を絞って、明確にすべきだと思います。

(担当課) 確かに現状だと自由度の高いものになっているかもしれません。

(委員) 私が不思議に感じるのは、今、令和2年度の補助金の判定を行っているのに、令和2年度の事業計画書が何も資料についていないことです。何を根拠に令和2年度に90万円の支出が必要だと学校教育課が認めたのですか。何か、先に90万円の支出を決めておいて、後付けで理由を付けているように思えます。それでは、補助金の趣旨とは違います。本来は、次年度こういった事業をやるため、90万円欲しいと希望があつて、それに対して学校教育課が市の幼稚園教育の重点目標に沿った事業か確認し、予算として要望してくるものだと思います。そういう意識がないのであれば、私も皆さんと一緒に補助する意味がないように思います。

(担当課) 決して、後付けの理由を出しているわけではありません。計画書については、年度の当初に申請書を出していただき、事業内容が幼児教育

目標に合致しているものか確認しています。

(委員) 事業計画は今の時期ではなく、年度当初に出させているということですか。

(担当課) 来年度分の申請については、来年度に入ってから提出してもらっています。この段階で、私立幼稚園側から次年度実施したい事業が示されているわけではありません。

(委員) 年度当初に確認しているということですが、フェンスの修繕が半田市の幼児教育の重点目標になっているのですか。今、色々と意見がある中で、補助金の目的が明確に説明できていないと思います。結局、運営費補助の継続で、決まった額を支出するので運営費の一部に使用してくださいといったスキームが残っているように感じます。さっきから言っているとおり、補助金には必ず目的があるはずで、半田市がこうしてほしいという目的に対して補助する形になっていないので、90万円という金額ありきで、後付けで理由を付けているように見えてしまいます。

(担当課) 確かに言われるとおり、相手側がやろうとしている事業が半田市の幼児教育の重点目標に具体的にマッチしているかどうかという視点でのチェックはできていないということは反省すべき点だと思います。今後はそういった視点でチェックをしていくべきと考えています。

(委員) 例えば、半田市が祝日は全ての保育園や幼稚園で国旗を立ててくださいという方針を出したとして、私立幼稚園には国旗掲揚塔がないとした場合に、半田市が国旗を立ててほしいと言うのだから、国旗掲揚塔の設置費を補助しましょうという、半田市が動いてほしい方向に協力してくれることに対して補助するというものだと思います。相手側が補助金を出してほしいと言ってくるから出すものではなく、あくまでも半田市側が補助金を出す決定権を持っているものです。

(担当課) こちら側が補助の目的を明確に示して、それに沿ったものであれば承認しますという視点がなかったのが、今後は目的を示し、それに合致するものに支給する形に改めていきたいと思います。

(委員) そうであれば、一度この補助金は廃止して、次に補助の目的を明確にして、その目的に則した名称に改めて、新たな補助金として組み立てていけばよいと思います。

(委員) 添付されている資料は決算書の一部だけだと思います。収支計算書とは別に貸借対照表や財産目録などがあると、より財務状況が把握できると思います。

(委員) 保育料の無償化に伴って、市から直接保育料を支払うという仕組みで

すか。

(担当課) 市から幼稚園に直接支払うものです。

(委員) 団体運営で問題になっていることの中に、未収金という問題がありますが、保育料について直接市から支払われるということであれば、未収金は一切ないという状況だと思います。経営的なことを心配されているということもありましたが、実際は未収金もなく、問題はないと思います。

(委員) 今後、一切補助をしないというものではなく、市が求める補助の目的を明確にして、必要と判断したものについては補助をしていくということを説明すれば、私立幼稚園側にも理解してもらえない話ではないと思います。

(担当課) 今の基準で補助を出し続ける明確な意味としては、確かに見当たらないので、整理をしていきます。

【審査結果】却 下

- ①公立、私立の相乗効果で市民の選択の幅が拡充し、幼児教育の振興を目的としているが、入園希望者などの現状のバランスを考慮した際、当補助金を支出する目的が不明瞭であること。
- ②各園の総事業収支に対し当補助金額の割合は低く、また、幼児教育の無償化に伴い確実な授業料確保が実現し、安定的な経営が見込まれていること。

学校教育課 助成金－1 コミュニティ・スクール推進事業助成金

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

今年度から市内全小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクール制度を導入しています。この学校運営協議会を中心に、地域住民も巻き込んで学校への支援活動などを行っておりますが、活動に必要な仕組みや資材は、十分揃っていないのが現状です。

そこで、「こんな活動で、もっと学校をよくしていきたい」というアイデアや熱意を持った地域から提案のあった活動に助成することにより、活動の後押し、活性化を図るものです。また、この助成事業の取り組み事例を教育委員会が作成する機関誌に掲載し、市内全域で情報共有することにより、活動の普及にも繋がっていきたいと思っています。

今年度は9校から提案があり、5月に教育長、教育委員の6名で選考会を開き、上位4校に対し、既に助成金の支給を行っております。

協議額は、前回の承認条件とされたとおり、企画内容が優れた提案をした上位

4校に対し、事業の実施に必要な額を上限に50万円を1校、30万円を1校、10万円を2校に支給する想定で総額100万円としていましたが、改善点にも記載していますが、今年度の実績を踏まえ、配分方法の変更を考えています。

具体的には、今年度の提案で示されてきた額が、30万円から50万円の範囲が多かったこと、また上位となった学校の提案が経費のあまりかからない提案である場合もあり、その場合、提案校が他に多数あるにも関わらず、せつかくの予算が有効活用できなくなってしまうことから、次年度より、総額100万円の範囲内で、1校当たり50万円を上限に、上位校から事業に必要な額を助成する形に改めたいと考えています。併せて、対象校も4校に固定するのではなく、3～5校程度を目安に選定する形に改めたいと考えています。

なお、講師などのボランティアへの謝礼額については1回あたり1,000円とするよう指示を受けており、その内容で周知をしています。

また、市民委員から、助成金額の配分に偏りがないかという事前質問を受けていますが、先ほども説明したとおり、今年度の実績を踏まえ、上限の50万円は維持するものの、配分方法は見直していきたいと考えています。

もう一つのご質問である、ボランティア謝金の対象については、本件推進事業助成金の対象校にあつては、対象経費として認めています。ただし、各校に別枠で70回分の予算を配当しているので、選定されなかった学校のボランティアには謝礼が出せない訳ではございません。

【質 疑】

(委 員) ボランティア謝金について、対象校以外の学校には別枠で配当しているということですが、どこの費用から支払っているのですか。

(担当課) このコミュニティ・スクール推進事業助成金を含めて、コミュニティ・スクール推進事業という大きな予算枠があり、その中でボランティア謝金という項目を設けてあります。各校7万円で、1回1,000円として70回分を配当しています。この助成金の提案の中で、事業実施のためにボランティアを使うということであれば、そのボランティア謝金とは別で、助成金の対象経費として認めるということです。

(委 員) どこの学校にいくら支給したという資料はありますか。

(担当課) お配りした資料に提案のあった9校の資料を添付しております。

(委 員) この9校のどこの学校が対象校となったのですか。

(委 員) 今回の選考会で最優秀となったのが、横川小学校の文化振興行事で50万円です。2番が成岩小学校のトイレ清掃が30万円、3番の板山小学校が樹木伐採等で50万円、4番が亀崎中学校で地域支援活

動として30万円の提案をしてきました。

(委員) 総額160万円になってしまいましたか。

(担当課) 今の説明は提案金額で、その中で最優秀には50万円、2番が30万円、3番、4番が10万円を上限に助成をするものです。

(委員) 板山小学校や亀崎中学校は提案金額が50万円や30万円だとしても10万円しか支給しないということですか。

(担当課) そうなります。今回は最優秀が50万円の提案をしてきましたが、例えば最優秀が2番手の成岩小学校だったとしたら30万円が提案金額となりますので、30万円しか支給しない仕組みになります。他に色々な学校がやりたいという思いから提案している事業があるにも関わらず、順位の関係で予算が余ってしまうということが起きる可能性があるため、今後はこの順位に基づく支給額の枠を見直して、枠に縛られない形で助成していきたいと考えています。

(委員) 学校運営協議会について、資料にある募集要項の対象事業の欄に地域(保護者)とありますが、この学校運営協議会の構成を教えてください。また、その選定の手順について教えてください。

(担当課) 学校運営協議会の構成については、定員10名で、メンバーは学校ごとで異なりますが、よくあるのがPTA会長や地域の区長、また元々学校の支援活動をしている地域の方などが選ばれています。また、その選定手順については決まったやり方はなく、校長が選定することになっていますが、校長自らが人選したり、教師から候補を挙げて校長が最終的に決定したりと様々だと思っています。

(委員) 先ほどの募集要項に記載がある、地域(保護者)という部分で、構成メンバーは保護者に限られているのですか。

(担当課) 保護者に限られているわけではなく、地域の方にも積極的に参加して欲しいという考えです。

(委員) そうであるならば、この募集要項の書き方として地域(保護者)では限定されているように思われるため、地域(保護者を含む)とした方が良いと思います。

(委員) 社会福祉協議会の生活支援コーディネーターの方が、この学校運営協議会に入っていることはありませんか。

(担当課) メンバーの選定方法は学校ごとで様々なので、もしかしたら、選ばれているかもしれません。

(委員) 把握していますか。

(担当課) 手元に名簿がございませんので、実際に選ばれているかどうかはわかりません。

- (委員) 成岩小学校のトイレ清掃の30万円について、その使途の中身を教えてください。
- (担当課) 主に高圧洗浄機やデッキブラシ、ホース、洗剤、ワイパー等の掃除道具一式の費用です。今回の助成で道具を揃えたので、今後継続的に地域の方が集まって、学校のトイレ清掃に取り組んでいただけるものです。
- (委員) 私もPTAをやっている時に、トイレ清掃活動をしていましたが、他の学校も同じように提案して採択されるということも考えられますか。
- (担当課) 今年度の選考会の結果で、成岩小学校の提案は選ばれましたが、次年度同じ提案をして採択されるかどうかは、次年度の選考会次第となります。ただ、今年度の採択事業については、機関誌に掲載して周知をしてまいりますので、他の学校もイメージしやすくなると思っています。
- (委員) 板山小学校の樹木伐採等で50万円の提案ですが、この中身はどういった支出でしょうか。
- (担当課) 高木の剪定があり、クレーン車のレンタル費用やチェーンソーの替え刃、ガソリン費用、後は伐採した木の処分費用です。
- (委員) どちらかという、レンタル費用や処分費など1回きりの費用ということですね。先ほどの成岩小学校は道具を一式揃えて、その後は大事に使用して活動を継続的に実施できるものと思います。この樹木伐採費用として、助成金は10万円のみですが、どうなりますか。
- (担当課) 規模を縮小するか、足りない分をPTAから支出するか、どちらかの方向になると思います。
- (委員) 本来、樹木の伐採等は学校側が施設管理者の立場としてすべきものではないでしょうか。この助成金を教育委員会があまりに便利に使いすぎてしまうと、施設管理者として学校側が本来実施すべきものと、この助成金の中でコミュニティ・スクール制度として実施すべきものとの線引きが曖昧になっていってしまうと思います。また、樹木伐採とトイレ清掃の事業で比較しても、助成金を出して、1回の費用で終わってしまう事業と、道具を揃えて継続的に実施していける事業とがあります。事業採択の時にはそうした視点でも見てほしいと思います。
- (委員) 執行協議書の事業成果の欄に、成果指標として「助成金を有効活用し、コミュニティ・スクールの活動の活性化に繋げる」とあり、この目標値が100%とありますが、これがパーセンテージとして、この

助成金の成果を表現できるものでしょうか。目に見える指標でないと、成果を図ることができない気がします。

(委員) 例えば、この助成金で実施した活動に参加してくれた地域住民の人数など、関わってくれた人数の方がもっと分かり易いと思います。

(担当課) 確かに、目に見えるものとなると人数的なものになるかと思います。この助成金の目的として、これまで一部の人しか関わってこなかった学校運営に対して、地域の人を巻き込んでもっと活性化していきたいということがありますので、そうした視点で成果指標も考えていきたいと思います。

(委員) 選考会のことで、これまでは順位を定めて上位校から順に上限50万円といった基準で実施してきたと思いますが、次年度からその枠を無くすということで、選考会にすごく裁量がある状況になると思います。選考する際にも色々なパターンが出てくるのではないかと心配な面がありますが、一定の基準のようなものを定めるということはありませんか。例えば、今は補助率10分の10を原則にしていると思いますが、最優秀以外は補助率を2分の1にするなど、そういった検討はないですか。

(担当課) あくまでもその事業に必要な額を助成してあげないと、その事業自体ができなくなると思いますので、補助率を変えるような設定は考えていません。

(委員) 選考会の決定の過程をうまく説明できるのかが心配なところです。要綱などもなく、今提示している募集要項しかないのですか。

(担当課) 現在は詳細な縛りはありませんが、今後は必要になってくると思っています。実際にやっていく中で、この助成金の形も色々と固まってきた部分がありますので、もう少し詳細な形に定めていきたいと思っています。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

- ①推進事業の内容や支出内容が確認できる資料を添付すること。
- ②推進事業の制度設計や目的に即したものとなるよう、成果指標の見直しを図ること。
- ③学校が行うべき施設整備等と推進事業の内容が重複することのないよう、それぞれの目的から見た事業整理を行い、次回判定会議に提示すること。

スポーツ課 交付金－１ スポーツ協会スポーツ振興事業交付金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

半田市スポーツ協会は、市内のスポーツ諸団体を総括し、体育の振興とスポーツの普及に努めることなどを目的に昭和22年に設立され、現在22種目の団体が加盟しています。この交付金は、スポーツ基本法第34条及び半田市スポーツ協会スポーツ振興事業交付金交付要綱により、スポーツ協会が主催する「半田市民体育大会」で、一般15、中学生14種目、約5,000人が参加する競技費用の一部として活用されています。

交付金により、大会参加者の金銭的負担の軽減や円滑な大会運営が図れ、競技力、スポーツ実施率の向上などに繋げ、気軽にスポーツに親しむことができる、生涯スポーツ社会の実現を目指す振興事業の一環としています。この交付金を受ける半田市民体育大会は古くから開催されており、今後も継続的に実施していきたいと考えております。

なお、交付金の協議額は、役員・審判手当、試合球などの大会消耗品、賞状、保険料などの合計額の大会開催費から大会参加費を減じた額の90%を一定額とされていますが、過去の実績を参考に前年度と同額の225万円としております。次に交付実績等の「積立金」について説明します。

平成30年度、令和元年度 欄の記載金額のうち1,000万円は、青少年の育成を目的とした体育活動事業の助成等に活用してほしいと、平成30年10月1日、個人の方からの遺言によりご寄付を受けたものです。この1,000万円を除く積立金は、令和9年に協会設立80周年を迎えることからこの記念事業での積立として平成29年度から毎年15万円を、また隔年で中国徐州市においてスポーツ交流をしており、訪中する費用の一部として毎年10万円、計25万円の積み立てを行っております。なお、寄付を受けた1,000万円の用途につきましては、各競技団体が独自で開催する大会、教室・講習会等の開催、徐州市スポーツ交流事業、また、褒章に活用していくことを本年5月のスポーツ協会総会において承認され、各競技団体において交付手続が検討されています。

【質 疑】

(委員) 個人の方からの寄付金ということで、寄付者の意向は、特定のスポーツを指定した寄付でなく、スポーツ全体に対しての寄付ということですか。

(担当課) 青少年の育成のための体育事業に充ててほしいという意向です。

(委員) 寄付者の意向があるのに、予算書上には事業として上がってきていない気がします。

(担当課) 予算書とは別会計で基金を積んでおりますので、その他特別会計予算書（星野基金）がこれに当たります。

- (委員) その予算書にも繰り出し金がありませんが、計画はないということですか。
- (担当課) 基金に積んだのが今年の5月の理事会でして、各団体も計画してくれているものと思いますが、今のところ申請が出てきていません。
- (委員) やはり寄付者の方の意向をちゃんと尊重して、出すべきところを出して、寄付者が喜んでいただけるような形にしていきたいと思います。
- (担当課) 寄付者の代理人の方からは、寄付金の使途について毎年報告してほしいとされています。
- (委員) 申請が出てきていないということは分かりますが、予算書として繰出金が0円となっているのは、予算書の作り方としてまずいと思います。これでは、そもそもの計画がないように見えてしまいます。やはり寄付者の意向に沿うよう予算書に見込み額でも計上して、事業計画があると載せるべきだと思います。
- (委員) 執行協議書の積算根拠の欄で、基準額の積算に大会開催費とありますが、決算書を見てもどの数字を指すのかが分かりません。
- (担当課) 平成30年度で説明しますと、半田市民体育大会事業実施報告書の大会総事業費の合計額に、大会需用費12万7,664円を加えた額が大会開催費となります。
- (委員) とても分かりにくいので、大会開催費とまとめずに「大会総事業費344万2,511円+大会需用費12万7,664円」と分かり易い記載にしてください。
- (委員) 執行協議書の補助金等の執行に関する改善点等の欄に、開催総費用の90%相当額を交付と記載があり、また、要綱では市長が認める範囲とあります。この90%の規定はどういった基準によるものですか。
- (担当課) 平成15年くらいに市の交付金等の一律10%カットということがあり、それ以降基準額の90%の運用で実施しています。
- (委員) 明文化はされていないということですか。
- (担当課) 明文化されておりません。
- (委員) 同じく執行協議書に余剰金が発生した場合は返還とありますが、これは団体全体の収支として余剰金が出た場合のことですか。
- (担当課) 各団体が実施する予定であった大会等が、中止等の予定変更により余剰金が出た場合に、返還してもらうということです。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

星野基金の運用については、寄付者の意向を尊重するよう予算書に計上し、敬意を可視化すること。

防災交通課 補助金－3 感震ブレーカー設置費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、平成28年度から、大規模地震の発生による停電が復旧した後に、通電が再開し発生する火災を防ぐため、ブレーカーを自動で落とす機器の購入補助として、火災延焼のおそれのある地域や高齢者のみの世帯などを対象に交付しているもので、平成30年度までに、875件交付をいたしました。南海トラフの巨大地震の発生確率が高まる中、さらに普及を進めるためにも、引き続き交付が必要と考えております。

令和2年度の協議額につきましては、昨年と同様に1,000世帯への設置を目標とし、100万円としています。

事前質問の目標値に達していない原因につきましては、自治区を通じた共同購入の斡旋や市報への掲載、啓発チラシの配布、PR動画の作成など広く市民に周知啓発をしてきましたが、市民の関心が低いことが目標を下回る主な原因と考えています。

避難時にブレーカーを切る事を忘れないようにする方法につきましては、感震ブレーカーの補助を行う以前から、避難する際にブレーカーを切ってから避難するよう啓発をしてまいりました。確実に通電火災を起こさせないためには、これまでの地震災害の教訓から有効な手段であると考えています。

配布するなどの制度改定につきましては、確実な設置ができているかの確認ができないことや設置が困難な世帯もあるため、現行の取り組みが適切であると判断しています。

【質 疑】

（委員）感震ブレーカーは非常に大事な取り組みだと思っていて、私も防災リーダーでいろいろなタイミングでPRしてきているんですが、なかなか難しいものと思っています。よく意見として聞くのは、突然ブレーカーの電源が落ちて真っ暗になってしまうということです。私自身は枕元に懐中電灯を設置して対策していますが、そういったことを知らない人にとっては不安要素になっていると思います。そういった対策のことも併せてPRすると思います。また、ブレーカーを切ることを忘れないようにブレーカーの横に同様の装置

を取り付け、地震時にブレーカーを切るのではなく、警報用のランプが付くようにする方法もあるかと思います。防災交通課の人は設置をしに色々回ったり、調査したりと本当に大変だと感心しています。PRでもうまくいかないなら、方法を変えるなどの検討も必要かと思います。

(担当課) ご提案ありがとうございます。やはり、震災時にブレーカーを確実に落とすためにはどうしたらいいかという視点で色々考えており、現行の制度の中で、この感震ブレーカーのキットは手軽にやれるものなので、まずはこの感震ブレーカーの設置を進めていきたいと思っています。確かに、感震ブレーカーを付けて停電でもないのに、真っ暗になって逆に行動が取れなくなるのではと懸念される方がいるという話は聞いており、先ほど委員がおっしゃっていた懐中電灯の常備や、今は停電時にライトがつく便利グッズというのも出ているため、こうした対策も併せて地域の防災訓練などで啓発していきたいと思っています。

(委員) 質問の回答書の記載の中で、通電の際は必ず自宅の安全を確認してから対応するよう説明しているということですが、これもなかなか難しい問題だと思っています。どういった手順で安全確認をするのかなど、私自身も訓練などでもやっていませんし、知らずに通電して火災が起こるかもしれないと心配しています。

(担当課) それについても、実際見た目には分からないところで断線が起きている可能性があり、そこからショートして火災が発生した事例もいくつもありますので、設置の際には通電するときの注意としてしっかり説明をしていきたいと思っています。参考までに、先日千葉の方でも台風の影響でかなりの地域で停電し、やはりその後の通電火災が発生したということは確認しています。しかし、熊本地震の時には、通電火災が発生していません。これは、電力会社の方が供給をストップさせ、復旧時に「今から通電するので確認をしてください」とアナウンスしながら通電したため、発生しなかったと聞いています。これも計画的に実施ができたためであり、千葉のように復旧に時間がかかるなど、手一杯な状況ではそういった対応もできなかったのではないかと思います。災害が大規模になればなるほど、電力会社のこうした対応も難しくなると思いますので、やはり個人で対策していただく必要があると考えています。

(委員) 平成28年度から始まって、令和4年度を終期としていますが、目標の達成具合からいくと、なかなか進んでいない状態かと思っています。

例えば、これを無料にしたらもっと設置が進むのではないかと思います、そういうお考えはないですか。

(担当課) 無料にしてしまうと転売のことなどの心配も出てくると思いますし、先ほどもご指摘いただいたとおり、やはり設置をして、その使い方をしっかり理解していただかないと意味がないと思っています。今進んでいない理由が1,000円負担の部分が大きいのかどうか把握できていないところもあるので、何とも申し上げられないですが、防災交通課の別事業で高齢者の方とお話する機会があり、感震ブレーカーの説明をすると知らなかったという人が多く、あとは、付けようとは思っているけど、まだ大丈夫かなと先延ばしにしている人もいます。担当課としては、しっかり腹に落としてもらって、きちんと取り付けをやっていくことが確実な対策になると考えています。

(委員) このままの状況では令和4年度になったときに、目標は達成できない気がします。

(担当課) 我々もずっとこの補助金を続けるわけにはいかないと考えており、積極的に自治区と関わりを持って、区長を通して設置していただけるよう周知をお願いしています。現在、亀崎、乙川、岩滑と順番にやってきており、全地域を一通り啓発した後に、この事業は一旦終わりにする考えで、その時期を令和4年度として啓発をしていく考えです。

(委員) 令和元年度の実績はどうですか。

(担当課) 現在76件です。

(委員) 古い家屋等を集中的に啓発してはどうですか。

(担当課) 建築課と一緒に耐震診断と併せて、防災の啓発をしています。また、平成29年度には新聞の折り込みチラシも入れて啓発した経緯があります。

(委員) 他市の状況は把握されていますか。他市に比べて半田市はこの事業が進んでいる方ですか。

(担当課) この事業を始めるに当たって、先進都市の事例を調べましたが、横浜市では火災延焼のある地域が35万世帯あり、設置したの1万5,000件で4.3%の進捗状況です。それと比較して、半田市は6.1%で上回っている状況です。

(委員) 区長を通して啓発という説明でしたが、例えば、地域のお助け隊の方に1回500円で取り付けをお願いして、さらに口コミで広がっていくようなことはどうでしょうか。

(担当課) 別事業であります。家具転倒防止事業も防災交通課が取り組んでおり、これはボランティア団体に委託して実施しています。感震ブレーカーについてもボランティア団体の活用を考えたのですが、この事業が補助金という形でやっていて、お金の受け渡しをどうするかという部分で断念した経緯があります。また、ボランティア団体からも家具転倒防止だけで手一杯の状況と聞いています。

(委員) 取り付けるといってもなかなか難しいのではないですか。

(担当課) ブレーカーの装置にも古いものから新しいものまで様々な種類があり、古いものなどはドリルで穴を開けたり、色々な加工が必要になったりします。取り付けに工夫がいる場合だと難しい可能性があります。

(委員) 私が取り付けした簡易タイプは接着タイプのもので、接着の仕方が悪いとボールの重みに耐えかねて剥がれてしまう場合があります。それでは取り付けても実質的な効果が得られないものになってしまうと思います。

(担当課) 設置する際には現場を見て、ボールの接着が剥がれ難くなるように最適な方法を選び、実施していきます。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

令和4年度までに掲げた目標達成に向けて、他の防災施策と併せたPRや、他課及び地域との協働など、あらゆる方法を検討し、市民が自ら命を守る施策として推進すること。

建築課 補助金－3 アスベスト対策費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、アスベスト飛散による健康障害が社会問題化し、国が建築物のアスベスト対策として補助制度を開始したことを受け、本市も市民の健康障害の予防と生活環境の保全を図ることを目的に、平成20年度に要綱を制定し実施しているもので、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの分析調査及び除去等を行う者に対し補助を行うものです。

補助金の額は、分析調査については限度額25万円、除去等については180万円を限度額としております。

実績としましては、平成20年度から平成28年度までで、分析調査7件、除去等2件であり、平成29、30年度の補助利用はありませんでした。

令和2年度の協議額としては、補助申請があったときに対応できるよう、前年

度と同様、分析調査、除去等各1件を予定、補助限度額で計算しており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

事前質問、「除去件数、分析件数とともに補助実績がここ数年なく、目標も1件となっているが、実際に分析調査しなければならない件数はどれくらいあるか。アスベストを飛散防止すべく補助のより有効なあり方はないのか。」に対する回答としましては、建築物に吹き付けされたアスベストの使用方法としては、柱や梁などへの耐火材であったり、ポンプ室や機械室への防音、防湿効果のため吹き付けたりするなど、多様な使い方がしてあり、実際の件数は把握できておりません。

現在は、建築課への各種相談時に、アスベストの飛散防止への関心を高めていただけるPR等を行い、例えば工場等の増築相談時に既存工場や他の建物で吹き付けアスベストと思われるものがあるときは、現行の分析調査補助を活用して確認してもらえるよう勧めております。

【質 疑】

(委 員) 工場等の増改築する際に建築課がチェックするようなことはないのですか。

(担当課) 建築上の法律では、アスベストがあれば除去をしなければならないと定められていますが、行政側がチェックしなければならないという決まりはありません。

(委 員) アスベストが使われている建物かどうか、何を見たら分かるのですか。目視で分かるものですか。

(担当課) 鉄骨の柱に断熱の資材等として使用し、上から壁が付いてしまっていると、見た目では分からず、専門家が見ないと正直分かりません。

(委 員) 増改築の相談で窓口に来た方にアスベストが使われているか尋ねても、分からないということですね。

(担当課) 増改築であれば、建築士が計画をするため、建築士が図面等見ながら対応すると思いますが、アスベストについては、とてもデリケートな問題なので、除去してしまっている場合もあると思っています。

(委 員) 国の方でもこの補助制度を廃止しようという動きはないですか。

(担当課) 現段階で、補助対象として令和2年度までに着手したものとなっています。

(委 員) 来年度で終了するということですか。

(担当課) 元々分析調査については、平成29年度までとしていたものが、ちょうどアスベストの報道が出たこともあり、延長された経緯がありま

す。そのため、現段階では令和2年度までとされていますが、延長する可能性はあるかもしれません。

(委員) 例えば、令和2年度で終了しますといった形でPRすれば、申請が出てこないですか。

(担当課) どこにアスベストの建物があるのか分からない状況ですので、市報に載せるか、ホームページに載せるしか周知方法はないと思っています。

(委員) 毎年、申請がなくても予算として1件ずつ見込んだ額で計上していますが、制度としては残しても、予算は計上しないという方法はできますか。

(担当課) 国や県の補助金がもらえなくなる危険性があるため、最低値の1件ずつで計上させてもらっています。特に分析調査につきましては、全額国費となりますので、もし申請があったことを考えると厳しいものがあります。

(委員) 分析調査費と除去費用はどれくらいかかるものですか。

(担当課) 実際、費用は建物の大きさなどで異なっており、これまでの実績で言いますと、分析調査について7件ありまして、1件目が8万4,000円、2件目が13万6,000円、3件目が4万2,000円、4件目が3万6,000円、あとの2件が5万4,000円と12万円です。除去費用については、244万6,500円と315万円でした。分析調査を実施し、除去に結び付いたのが2件で、残り5件についてはアスベスト含有量が基準値以下ということで、「アスベストなし」という結果です。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

国県の補助制度廃止が令和2年度までの可能性があるため、補助期間が限定される可能性を記した広報で利用促進を図ること。

開 会（市民委員審査：令和元年10月11日（金） 午前9時）

市民協働課 助成金－1 市民活動助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この助成金は、平成22年から市内で活動するNPOや自治区などの団体が行う事業を費用面で支援し、団体の自発的、自立的活動の促進を図る目的で交付しているものであります。

本助成金の重要なポイントでもある“活動の継続性”について事例を申し上げますと、「乙北ため池クリーンの会」が“池のかいどり”を平成27から29年度に実施し、外来種の駆除やごみの撤去により水質改善を図っていること、「特定非営利活動法人半六コラボ」が“公募型絵画展”を平成28年度から30年度に実施し、冬季の半田運河の賑わい創出を図っていることなど、3年間の助成金交付期間終了後も継続して事業が実施されていることから、団体の自立した活動の促進を図ることができているなど効果が確認できており、今後も自発的な新たな活動の展開が期待できることから、継続的な交付が必要と考えております。

また、令和2年度協議額の算定根拠は補助金等執行協議書のとおりであります。より多くの市民活動団体等が地域の課題解決に自発的にチャレンジできるよう令和元年度の予算と同額としております。交付実績が成果指標の目標値を下回っているため、特に自治区に対して、市民協働課職員や地域担当職員がより地域に寄り添い、課題解決に向けた積極的なサポートができる体制を整え、助成金の活用につながるよう努めていきます。

市民委員からの事前質問の1点目「助成団体の総数及び活動継続状況」につきましては、延べ144団体で、そのうち、解散や活動目的の達成を除き、ほとんどの団体が活動を継続しております。

2点目の「地域課題解決に向けた自治区との具体的な連携」につきましては、市民協働課職員が、自治区に配置している「地域担当職員」とともに、地域の課題を把握し、より積極的に自治区に寄り添いながら、課題解決に向けコミュニケーションを図り、事業化につなげていくこととしております。以上で説明を終わります。

【質 疑】

（委員）助成団体総数は、延べ144団体とのことが、そのうち、解散した団体の数を教えてください。

（担当課）事業継続できずに解散した団体は、7団体です。これに加えて、活動目的を達成し解散となった団体が5団体ありますので、合計で12

団体が活動を継続していないこととなります。なお、この活動目的を達成した団体とは、実行委員会のような組織で事業を組み立てた団体で、当該事業の終了とともに解散したものです。

- (委員) 助成団体のほとんどが団体活動を継続しているということですね。それでは、活動を継続している団体の数を教えてください。
- (担当課) この助成金は最大3年間交付が受けられるため、延べ144団体の交付実績があると説明させていただきましたが、助成金交付の対象となった団体の実数は、94団体です。このうち、先に説明いたしました解散した12団体を除いて、82団体が活動を継続していただいております。
- (委員) 市民活動助成金交付要綱の第18条に、助成金を交付した団体の名称、対象事業の内容、助成金の額等を公表するものと規定されていますが、この公表の手段を教えてください。
- (担当課) 半田市のホームページで、資料5ページにある一覧表の内容を公表しているほか、はんだ市報に大作戦レポートというページを作成し、毎月1回ピックアップした一部の団体の活動状況を公開しております。また、次年度の助成金の説明会において、実際に交付を受けた市民活動団体の方にお越しいただき、活動状況を発表していただいております。
- (委員) 資料にある一覧表のうち、コラボレーション部門で交付した、半田市少年少女発明クラブの親子ものづくり体験教室に対して質問します。交付実績を見ると、市民活動助成金から37万5,000円交付していますが、この団体は、この補助金以外にも、青少年健全育成活動補助金の交付を受けていると把握しています。同一の事業内容に対して2つの補助金が交付されているということはありませんか。具体的な内容を言いますと、令和2年1月18日に雁宿ホールで開催するコラボレーション事業・科学の実験と工作体験教室についてですが、団体が作成した活動実施計画書には、コラボ事業費より支出との記載があり、重複して補助を受けているような印象を受けますが、整理はできているのですか。
- (担当課) はい、市民協働課としても生涯学習課の青少年健全育成活動補助金の内容については把握しています。この青少年健全育成活動補助金と市民活動助成金の違いについて説明させていただきます。まず、青少年健全育成活動補助金は、少年少女発明クラブが日々行う活動の活動費に対する補助です。少年少女発明クラブは、定数があるなかで会員を集めて活動されている団体ですが、この会員が活動するための

費用に補助があたっています。一方で、市民活動助成金は、限られた会員に対するものではなく、クラブに入っていない方も対象に行う事業に対して助成をしています。この親子ものづくり体験教室は、少年少女発明クラブが主催する事業ではありますが、半田市全域の方が対象で、ものづくりの面白さや楽しさを親子で体験してもらい、発明精神を育む趣旨のものであり、当該クラブ会員のみに対する事業ではないということで、この助成金の採択をしています。よって、この2つの補助のすみ分けはできているものと考えています。ただし、決算書の内容で、この補助金が実際に何の支出に充てられているかは、確認するようにいたします。

(委員) この雁宿ホールで開催する事業には、実際には、少年少女発明クラブの活動に参加する会員が参加するのではないかと思い、質問させていただきましたが、対象が異なるということですね。

(担当課) はい、この事業はクラブ会員でない方も対象としており、市内の小学校を通じて子どもたちに参加を呼びかけるとともに、その保護者に対しても、一緒に来ていただくよう募集をしております。確かに、クラブ会員の方が参加する場合もあるでしょうが、ご指摘のようにクラブ会員の活動をそのまま雁宿ホールで行うわけではございません。

(委員) それでは、事業計画書には被って記載されていますが、この市民活動助成金を受けて実施する事業を、団体の実績として掲載しているだけということで特に問題はないですね。

(委員) この助成金の対象決定について、どのような認識でされているのか確認させてください。資料にある交付状況一覧表を見ると、イベントのような事業が多いと思います。これらも、団体として継続していくために、会員数を増やすという目的を持って実施している事業かどうか見られていますか。助成金を交付している目的を考えると、団体の継続した運営に資する事業に対する補助が求められると思います。少年少女発明クラブの例を挙げれば、もちろん事業を通して発明精神を育むことはとても大切だと思いますが、やはり事業・団体として継続していくには、何らかの収入が必要となります。そのためには、少年少女発明クラブでは企業に支援をいただいたりしていると思いますが、会員数を増やすことも大きな要素だと思います。ですので、最大3年の助成の後に、団体が倒れてしまわないように、働きかけをしていくことは今後も考えていっていただきたいと思います。

(担当課) 委員の仰るとおり、一過性の事業に対する補助は、この助成の本来の目的としているところではありません。冒頭の補足説明で例を挙げ

させていただきました、かいどり作戦や絵画展は、この助成金が得られる3年間の中で、その後も活動が継続できるスキームを自分たちで作り上げて、助成金交付がなくなった現在も引き続き活動をしていただいています。こうした例が私たちの目指すところと考えています。また、助成金の採択に関しては、事務局だけでなく、外部の方も入る審査会で審査していただいております。特に継続性についてはしっかりと見ていただいております。しかし、中には努力したとしても終了してしまう団体もあるのが現実です。この部分は担当課が、毎年の課題を聞く中で、助言をしながら団体に寄り添いサポートすることで、助成金終了後も継続できるようなものとなるように今後も努めていきます。

(委員) 資料にある交付状況一覧の特定非営利活動法人花・はなが行う花園小学校学習支援事業についてお聞きしますが、この支出項目がわかれば教えてください。

(担当課) 支出項目に関する詳細な資料は手元にはございませんが、主なものとしては、この運営に携わっていただく講師やボランティアで協力していただいている方の謝金となっております。

(委員) 1週間で何回実施されていますか。

(担当課) 週に2回程度で、年間通じて実施しています。この学習支援に参加する人数は、対象の1年生から4年生の15名程度です。

(委員) 謝金はいくらですか。また、時間や回数で金額についての決まりは設けてありませんか。事業額としては58万円ですが、年間で何回実施するなどの積算根拠を教えてください。

(担当課) 講師の謝金は3,000円で2人分、ボランティアで支援いただく方が1人当たり1,800円です。講師、ボランティアともに週に2回程度で、提出いただいている計画では年間65回です。また、講師謝金の金額設定については、教員OBの方々に来ていただいているため、ボランティア謝金より高い額で計上しています。

(委員) 支出先団体の花・はなは、学童保育も運営されているかと思いますが、参加する15名のお子さんは、学童保育に通われている方が多いのですか。

(担当課) 中にはいらっしゃるかと思いますが、学童保育に通っている子に限っているわけではありません。

(委員) 参考までに、私の把握している他の学習支援を行っている団体では、教員OBの方でも1回500円の図書券でお願いしています。講師謝金の妥当な金額を決めることは難しいとは思いますが、相対的に

高いように思えます。また、この事業も、先ほどの少年少女発明クラブの件と似ていて、市役所の他課の補助金や、社会福祉協議会など他の団体の事業費支出と、似通った名目で支出している部分があると感じられますので、今後確認していただきたいと思います。

(委員) 来年度の協議額は、今年度と同じ800万円としていますが、今年度の実績を見ても13団体に交付して約360万円で、この協議額にはとても達しないように見えます。現状より実績を伸ばすことができるという方策があれば教えてください。また、今年度で終了するものや、新しく採択されるものがどれくらいありそうかという見込みがわかれば併せて教えてください。

(担当課) 3年が経過し補助が終了するものは2団体あります。資料にある交付状況一覧で言いますと、NPO法人子どもたちの生きる力をのばすネットワークの不登校で悩む親のためのお助け講座と、地域ふれあい活動推進協議会の平地川環境整備事業です。

確かに委員のご指摘のとおり、実績に対して協議額が高くなっております。この助成金は、申請を待っているだけでなく、各団体や地域の自治体に適切にアプローチしていけなければ、なかなか使っていただけず、活動が広がっていかないと考えております。そこへの対応としては、今もう既に取り組んでいるところですが、市民協働課職員だけでなく、各自治体に配置している地域担当職員に自治体へアプローチする役目を担ってもらうこととしております。この地域担当職員は行政と地域のパイプ役として数年来配置しているものですが、この職員にステップアップしていただき、地域の課題解決に向けた目線を持っていただく中で、それらを解決できるように事業化していくという流れを作っていきます。もちろん、助成金を使うことが目的ではありませんが、支援策としてこの助成金をうまく活用して、地域の活動を促していく取り組みをしていきたいと思っています。もう一つ申し上げるならば、この市民活動助成金は、半田市の総合計画にある協働のまちづくりの看板的な事業です。自治体の活性化という面から、自治体の人数に応じて配分する交付金もありますが、この市民活動助成金は、自治体の自発的な活動を推進し、取り組みをしたい自治体にはどんどんチャレンジしていただけるような枠組みが必要ということで、成立した経緯があります。この総合計画の最終年度が令和2年度となるため、その成果を見極めるために、同額を計上させていただいております。金額については、各年の実績を見たいうえでの整理とさせていただきたいと考えております。

(委員) 令和元年度が、予算に対して半分も執行できない状況で終わるという見込みなんですよね。その中で、今の話を聞いていると、自治区に係るコラボレーション部門に力を入れていくということはわかりました。ただ、はじめの一步部門やステップアップ部門は、どのような展開で、どのような新しいアプローチを考えていて、この協議額を達成しようとしているかが見えません。こうなると、コラボレーション部門以外の数字はもう一度精査する必要がありますが、なにか考えはありますか。

(担当課) はじめの一步部門は設立3年以内の市民活動団体に対する支援であり、市民活動団体として登録いただく際に、この助成金の説明をするなかで活用を勧めているものです。今年度の実績は2団体への交付となっておりますが、申請段階では3団体あったところ、審査段階においてその内容から採択に至らなかったという経緯もあります。このはじめの一步部門に関しては、毎年20前後の市民活動団体の登録があるなかで、この団体に対して積極的に声掛けをして活用を促していくことは昨年度から実施しているところです。それからステップアップ部門は、はじめの一步部門を使った団体に対して、ステップアップ部門の活用につなげていく支援をしていきます。これが最も使いやすい助成金ですので、助成金の説明会で助成金活用事例を紹介したり、大作戦レポートのなかで団体の活動を通して助成金を利用することを周知していくなど、既存の団体に対して積極的にPRを行い、活用を促していきたいと考えています。

(委員) それでは、昨年度や今年度からやっていることを、また令和2年もやろうということですよ。やっているのにも関わらず、この実績ということは、新たに何かを加えて実施するなど考え方を変えない限りは、変わらないのではないかと思います。先の説明にありましたが、ステップアップ部門は、3年経過する団体があるため1件減って、はじめの一步部門から2件増える可能性があるとする、見込み数としては10件で足りると思いますが、積算根拠では14件としています。14件分も計上する必要がありますか。

(担当課) 確かに数字上で見ればそうなるかもしれませんが、例えば今年度は採択されなかった団体や、今年は見送ることにした団体など、まだまだ助成の対象と成り得る団体があります。こうした状況で、予想される数字は出すことが難しいため、ステップアップ部門だけでなく、はじめの一步部門もコラボレーション部門もそうですが、過去の実績件数を見ながら、目標値として計上しているところです。

- (委員) 今の説明では納得できる説明にはならないと思います。なぜなら、昨年度から今年度、今年度から来年度に向かって何か新しい取り組みをするからこの数字を置いているという説明であれば納得できるのですが、その取り組みが見えてこないからです。これがなければ、前年度の実績に数字を落とすことも考えてよいと思います。
- (担当課) 力を入れて取り組んでいこうとしているところは自治区です。自治区への積極的な取り組みで目指すところは、小学校区単位の枠組みをつくって新たな活動をしていただくことではありますが、今の段階でも地域へ声掛けをしているなかで、ステップアップ部門に該当するような事業も出てきています。自治区が単独で事業展開する場合は、ステップアップ部門に該当するものもありますし、自治区に対して地域担当職員を通してアプローチすることは、コラボレーション部門だけではなく、ステップアップ部門にもつながるものだと考えています。はじめの一步部門への該当はありませんが、ステップアップ部門の活用は大いにあり得ます。
- (委員) この助成金は、市民活動団体の自立を促すための助成金ということで、平成22年度から開始されていますが、同一の団体が交付を受け続けていることはありますか。というのは、例えば資料にある要綱を見ますと、第4条第4項の規定には、同一事業を継続する場合は、連続3回を限度とするとの記載があります。例えば、同一団体が別の事業をやることになると、その事業については再度3回まで交付を受けられるという理解でよろしいですか。
- (担当課) 少年少女発明クラブは、過去に3年間違う事業での交付実績があります。今年度の助成対象となっているものは、団体の活動を超えて行う市民を広くターゲットにした事業に内容を変更していますが、団体として交付対象となった事業で数えれば2つ目です。この助成金は、事業単位で整理をしておりますので、同一の団体が、別の事業を組み立てたうえで助成の要件を満たせば対象としています。市民活動団体の自立もそうですが、その団体が行う事業が継続的に自立して実施できるように助成を行い、地域課題への取組みを促していくことがこの補助金の目的です。
- (委員) 資料にある交付状況一覧にある、半田市商店街連合会が実施するはんだ de マルシェについてですが、この事業に助成を行って何年目ですか。また、限度額の100万円を交付していますが、3年が経過してこの助成金が無くなったとしても、継続可能な事業として捉えられているということではよろしいですか。

- (担当課) 令和元年度で2年目です。内容については、先ほどもお話をしました市民委員さんも入っていただく審査会で、そういった視点をもってご審査いただき採択しています。ただし、3年経過後に、助成金がなくなったから事業がなくなってしまうことがないように、自立して事業実施ができるように今取り組んでいただいています。
- (委員) そうすると、自立を促す意味も込めて、徐々に交付金額を減らしていくのも1つの方法だと思います。今の助成スキームでは、3回の交付が終了してから、似通った事業にも関わらず事業の名称だけ変更して、また違う事業として申請を行うようなことが起きてしまいませんか。それはどのようにして防止していますか。
- (担当課) 可能性としては起こり得ると思います。ただ、審査に諮る前に、事務局としても、助成金ありきで事業の組み立てをしていないかなどチェックを行い、万が一そういった事業があれば、申請をお断りする方針で取り組んでいます。さらに、審査員さんに審査いただく際にも、その部分はしっかりと見ていただいております。確かに、要綱上では事業単位で見ていくこととなりますが、審査では、4年目以降活動が継続していけるのかという点についてもかなり詳しく聞いており、団体の運営や今後の継続性などの観点から審査をしていただきますので、助成金ありきの事業は、排除されていくこととなります。はんだdeマルシェについても、助成終了後には商店街が支えてやってくれるという担保があるため、こうした大きな助成金額となってますし、2年目の継続時にも昨年の活動状況と、今後も継続可能かどうかを審査しております。
- (委員) 市民活動団体の活動の後押しをするためという助成金の意義は、どの委員さんも否定はされないかと思いますが、一つ問題提起があったのは、金額の部分です。実績額が、平成29年度約510万円、平成30年度約400万円、今年度も約400万円の見込みに対して、協議額を800万円としている点で、先ほどの説明のなかには、総合計画にて位置付けられた市民協働というテーマの大きな部分を担う事業であり、その計画が来年度で終了するため、そこで整理をすると話がありましたが、委員さんのお考えをお聞かせください。
- (委員) 自力で事業実施できそうな団体も見えますし、助成金ありきで事業計画がなされていないかという懸念がありますので、800万円を置くのではなく、実態に合った金額にしたほうが良いと思います。
- (委員) 昨年度までの実績をみてもこの協議額には達していませんし、来年度

も結局見込みの金額がわからないので、例年と同額を置くのはどうかと思います。

(委員) 具体的にどのような方策で、この協議額を達成しようとするかが見えなかったため、少しは減らした方が良いのではないかと思います。

(委員) 来年度が総合計画の最終年ということもありますので、この800万円という額でできることをやっていただきたいと思います。説明にもありましたが、地域担当職員も積極的に自治区との間に入っていくということでしたので、令和2年度については、様子を見てもいいかと思います。半田市の総合計画の1丁目1番地が市民協働で、その最たるものが、市民活動助成金ということもあって、これを極端に減らしていくと、半田市の方向性が違ってくると思います。ですから、市民協働課にはもっとこの部分について頑張って数字を伸ばしてもらいたいと思っており、色々な方法を考えて、その数字を達成できるように、金額もあと1年は維持してもいいのではないかと考えています。

(委員) 総合計画という半田市の十年間のまちづくりの指針を定める大きな目標の計画の最終年ということもあり、来年度については、この800万円という金額を置くこととします。ただし、その次の年度以降は、この実績に合わせた額に落とすことを条件にします。議論の中で問題提起がありましたが、同じ団体に対して、市役所のほかの部課からも補助を行っていないかなど、気を付けて事業を実施してください。縦割りの視点で、別の課のことはよくわからないといったことがないようにしてください。また、助成金の対象とするボランティア謝金の整理を財政課にて行っていますので、そこから外れないように運用するようにしてください。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ① 本市の掲げる総合計画の重要施策であり、地域担当職員による自治区との連携強化など目標達成に向け、積極的な推進を図ること。
- ② 令和3年度以降の予算金額は、前年度の実績に基づいた金額設定とする。
- ③ 講師料やボランティア謝金の統一的な基準等を設定すること。
- ④ 助成金交付団体へ他課等が別に定める補助金交付がある場合には、それぞれ目的に適した交付となっていることを収支資料等で確認すること。

市民協働課 助成金－2 コミュニティ環境整備助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

それでは協議書に基づき、ご説明します。

この助成制度は、地域コミュニティの活動に必要な施設や備品等の整備に助成を行うもので、コミュニティ活動に必要な環境を整え、活動のより一層の活性化を図るため、昭和57年度から継続し交付しているものです。

地域コミュニティとは、地域で多世代や年代別の交流を深めるための親睦・交流行事を担う地域住民の組織であり、自治区とは別の組織となります。しかしながら、半田市においては、現在も多くの自治区がこの地域コミュニティの運営に深く関わっている状況となっています。

助成の対象となる事業は、大きく分けて2つあり、一つは、地域住民が交流する区民館やコミュニティ施設の整備改修事業、もう一つは、行事やイベントで使用する音響機器やチラシなどを掲示する掲示板などの備品や資材を購入する事業となっています。

担当課としましては、これら事業への支援は、地域コミュニティが活動を行う中で必要となったものを申請している現状から、地域のコミュニティ活動の活性化に寄与していると考えています。

また、令和2年度の協議額は、今年度に行った地域コミュニティへの事前調査から令和元年度と同額の470万円を計上しており、その内訳については、協議書に記載のとおりです。以上で説明を終わります。

【質 疑】

(委 員) 区民館は古くなってきている施設が多いと思いますが、将来的に建て替えになる区民館がいくつあるかは把握していますか。建て替え予定がある施設に対して補助を出すようなことがないか確認させてください。

(担当課) 建て替え時期については把握できていませんが、直近でそうした予定がある場合は、交付しないこととしております。

(委 員) 資料にあるコミュニティ環境整備助成事業一覧の中の、13番の岩滑を見ますと、掲示板の更新で108万円の事業費となっています。ほかの地区と比べると、金額が大きいように思えますが、こういった違いがありますか。

(担当課) 掲示板の数の違いです。エリアが広く、多くの掲示板を持っているため金額が大きくなっています。

(委 員) 最近は複合機や車などリース契約によるものが多くありますが、リースで補助の対象になっているものはありますか。

- (担当課) 一部の区ではリースという形で設備を導入しているところもありますが、この助成金は充てていません。金銭的な部分で見ると、リースは結局高額になります。手間や維持管理を含めたコストを考えると、リースの方がよいというところもありますが、自治区によって考え方はそれぞれ異なっています。
- (委員) この助成金の交付要綱は昔からあるものですが、時代にあったものに改定していてもいいかと思います。
- (委員) 助成の流れの確認ですが、自治区から見積書を提出してもらいますか。また、導入の確認はどのように行っていますか。
- (担当課) 購入するときには、見積書を提出してもらっています。また、支払の際には、請求書を出してもらい実績払いをしています。導入の確認は、職員が確認をしており、購入したのものにはシールを貼ってもらうようにしています。
- (委員) 見積もりをとる際にも、数社から見積もりをとって最も安いところの請求書を提出してもらっていますか。
- (担当課) 区がどのような形で見積もりをとっているかは把握してはおりません。ただ、この助成金は、2分の1の交付となります。そのため、区としても経費が安くなるような方法でやっていると考えています。
- (委員) 地元の商店さんから優先的に購入するなどのルールはありますか。
- (担当課) そうしている自治区もあるとは思いますが、この交付要綱には規定されていません。
- (委員) 資料にある亀崎地区をみると、夏祭り用品一式とありますが、そうしたイベントで使用するものも交付対象になるのですか。
- (担当課) コミュニティ事業で使うものであれば対象とします。なお、この亀崎地区は、提灯などが老朽化してきたため、更新したものです。
- (委員) 他の地区でも盆踊りのために提灯を更新したいとなれば、この助成金を使用されるということですか。
- (担当課) コミュニティ事業で利用するものについてはそうなります。
- (委員) 宝くじの助成事業には、この助成金と全く同じメニューのものがあります。この宝くじの助成事業は100%補助ですが、1つの大きな事業に補助をすると、各コミュニティの細々としたものに補助できないというルールがあります。去年は大きな事業がなかったため、こうした各コミュニティの備品購入に助成金を充てられるように、各コミュニティに要望を聞いて、助成したという経緯があります。しかし、仮にこれを継続していくとすると、この助成金制度の位置づけが曖

味になってしまうと考えています。この宝くじの助成金制度と、コミュニティ環境整備助成金との整理をどう考えていますか。

(担当課) 宝くじの助成金を利用するのは、基本的に高額な備品を購入する事業とし、そちらを優先していきます。一方で、このコミュニティ環境整備助成事業では、比較的小規模な施設整備について助成していこうという考えです。宝くじの助成金は、申請すれば必ず通るものではなく、不安定なところもあるうえ、上限が250万円という条件もあります。コミュニティ環境整備助成金の活用実績は、各区の合計で470万円程度となっており、この250万円という金額では足りない部分が出てきてしまいます。今後2年間は、宝くじの助成金を利用する予定があるため、現行の方法で助成を行っていきませんが、それ以降については、こういった形で地域に均一に分配していくのか整理していきたいと考えています。

(委員) 選択の問題になってくると思うので区の意見もよく聞いて整理していただきたいと思います。

【審査結果】承認：A1

指示事項なし

経済課 補助金－15 半田商工会議所中小企業相談事業補助金

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

本事業は半田商工会議所が実施する中小企業相談に対し補助を行うものです。中小企業相談は経営相談や経営指導を行い、企業経営の健全化や活性化などが図られます。

中小企業者が相談できる身近な窓口として必要とされており、愛知県よろず拠点支援などの相談機関とも連携を図りながら、本市の中小企業対策として経済の活性化、安定化につなげていくため、引き続き支援していく必要があると考えます。

協議額の315万円は積算根拠にあるように、本事業は県の小規模事業経営支援補助金に基づき実施するため、対象経費の範囲も同じになり、補助額は2分の1後の額663万4,000円になるのですが、予算の範囲内である315万円を限度として補助するものです。以上で説明を終わります。

【質 疑】

- (委 員) 小規模の事業所を支援するために、経営指導などをされていますが、そのなかでどれくらいの方が創業して、どれくらいの方が廃業したかなどの数字はおさえていますか。
- (担当課) 今持っている数字としてですが、商工会議所の会員数があります。この中で法人を見ると、新規加入が34社あり、脱退者が26社あったそうです。組織変更も含めると結果的には前年度と本年度を比較して19社増えています。これに個人経営を加えると、前年度が2,377社、そのうち新規加入が79社で、脱退者が78社、本年度末に2,378社の会員数があります。
- (委 員) 経済課としては、この補助事業以外に、中小企業への支援策はどのようなことをやっているのですか。
- (担当課) 中小企業の融資の受付や保証料の補助、低利融資補助、生産性向上補助金などを通じて中小企業支援を行っております。
- (委 員) それらも市内に数の多い中小企業のことを考えると非常に大事な施策だとは思いますが。それでは、この相談事業についての質問ですが、相談結果や相談内容などの報告はどのように受けているのですか。
- (担当課) 資料の商工会議所の総会資料を見ると、巡回窓口指導を行った実企業数が1,007社、うち会員が68社。延べ指導件数は2,640件で、会員は114件が相談事業での実績ということで、件数はいただいています。また、各業種での相談内容の区分別で実績件数の数字は別で出してもらっています。製造業や、建設業、卸売業などの業種ごとに、経営革新相談、経営一般、情報化などの区分けを行った件数は報告の対象となっています。
- (委 員) 実績件数は当然必要だと思いますが、その後に経済課が施策にどのように活かしていくのかを考えると、相談内容を把握することも大事だと思います。ある意味、経済課でやらない部分をやっているのなら、相談事業の中身をもう少し踏み込んで聞くべきかと思いますが、いかがですか。報告書だけではなくて、わずかな時間でも商工会議所の担当する方と話をする機会を設けて、このような課題があったとかこういう相談があったということを間接的にでも聞ける場はあってもいいかと思います。
- (担当課) そうした機会は設けてあります。創業支援については、このような企業が新たに創業したとか、創業支援相談にこうした方が来られたなどの情報はいただいています。創業に当たっては融資が必要なケースが多いので、半田市の融資を紹介してもらうこともあります。そう

した意味では、情報を聞きながら半田市につないでいただくような関係にはなっていると考えています。

(委員) 資料に掲載されている収支報告書についてですが、平成29年度と比較して平成30年度は様式が変わっていますが、何か理由はありますか。

(担当課) 平成29年度の収支報告書は、商工会議所の決算書をそのまま資料としています。対して平成30年度の収支報告書は、この補助金の補助対象経費だけをピックアップして作り変えたものとなっています。これは、過去の補助金等判定会議で、対象経費がわかりづらいというご意見をいただきましたので、平成30年度分から変更させていただいたものです。

(委員) 平成30年度の収支報告書を見ると、繰越金の記載がなくなっているのも、そうした影響ですね。

(担当課) はい、補助金の繰越額はありませぬので、補助対象経費のみ抜き出して作成すると、資料のような記載となります。

(委員) 県からの補助金の対象になるかならないかという確認はどのようにしていますか。

(担当課) 資料としてつけました平成30年度収支報告書と平成31年度収支予算書は、県に提出するものをコピーしたものです。この表中右欄に、補助対象事業決算額と、それに対しての補助金交付決定額が記載してありますので、対象経費かどうかは、この欄で見分けをしています。また、県の小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱の第4条の部分が補助金の交付対象となりますので、こちらでも確認しています。

(委員) 昔からこの金額を置いているように思えますが、補助金額の315万円の設定根拠はありますか。

(担当課) 補助金額が300万円であった時代に、消費税率が5%となったため、その分を上乗せして315万円となったことは聞いています。令和元年度に、消費税率が10%に上がる際にも、商工会議所から補助金額は変わらないのかと質問がありましたが、8%に増税した際にも上げていないため、同額となる予定と回答しています。ただ、300万円という数字の設定根拠はわかっておりません。

(委員) これからも、この300万円を支出し続ける考えですか。どこかの機会に、これを見直しする予定はありますか。

(担当課) 商工会議所は基本的に会費で運営をしており、愛知県からも約4,000万円の補助金が入っておりますが、商工会議所の経営が立ち行かなくなっているとか、この相談事業以外にも商工会議所でやって

いる事業がありますが、これらを継続していくことができないという話があるのであれば、検討はしていきたいと思います。

(委員) そのような見方をするのであれば、平成29年度の収支報告書を見ると、500万円近い繰越金が出ていたように、商工会議所は経営的には問題がないように思えますので、こうした状況の中で、300万円を固定し続けるのもどうかという意見も出てくると思います。

(担当課) ただ、現状としては、要綱上は600万円程度支払うことができるにも関わらず、定額の300万円でご我慢してもらっているということがあります。商工会議所としては、先ほどの消費税率の改正の際もそうですが、増額してほしいとの要望はいただいていますので、なかなか減らす方には考えづらいと感じています。

(委員) 補助金交付要綱を見ると、現実の補助額と補助金の要綱の趣旨がずれていると感じます。要綱第3条で額が決まっていますが、これの通りに県の補助分などを除いた額の2分の1を乗じて得た額とすると、計算上の協議額は、1,327万円の半分の663万円となるはずですが、ただ、予算の範囲内においてと規定があるため、例年315万円の金額を協議額としているわけですが、要綱上の予算の範囲内という制約の本来の趣旨は、仮に決算上数十万円ずれてきたとしても、予算を増額してまで払わないというものです。この趣旨と現実の補助額の算定値が不整合なため、現状のように、要綱上は600万円程度の補助額となるはずなのに、300万円程度でご我慢してもらっているという構図ができてしまっています。仮に今の実態に合わせて315万円を限度とする形で進めていくのであれば、要綱の趣旨に反しているような補助金額の設定方法になってしまっているので、要綱の一部改正を考えていただく必要があると思います。

(委員) 商工会議所は、そのあたりどう考えているのでしょうか。歴史があるものなので、言いにくいこともあるかと思いますが、要綱を見て補助金額を増額してくださいという声があっても不思議じゃないと思います。

(担当課) 先ほどお話したとおりで、消費税が10%に上がることで、その分を上乗せしてもらえないかといった要望はありますが、それ以外のところではありません。そもそも、300万円の設定根拠がなおざりになっていますので、今は300万円が補助限度額という認識を持っていらっしゃるかと思います。ただ、委員のご指摘にもあったように、平成29年度には500万円程度の繰越金がある現状もありますし、歴史がある補助金ですので、適正な金額を一度検討させていただき

たいと思います。

- (委員) 相談件数に目を向けるのもいいかと思います。現状、市の補助はずっと定額で、あとは商工会議所で事業実施してくださいという構図ですが、市の中小企業を支援する必要があるという市のスタンスがあるのならば、定額の補助金を支払い続けるのではなくて、その検討をするなかで、件数に応じて上乘せをし、逆に件数が落ちてくれば補助金は減らすような仕組みがあってもいいかと思います。
- (委員) 資料にある平成30年度の収支報告書中の人件費について質問ですが、一般会計や法定台帳関係費特別会計、福祉共済特別会計などいろいろな会計があるのですが、ここに掲載されているのは、この中小企業相談にかかった者だけの人件費という理解でよろしいですか。
- (担当課) そうです。相談所に配置されている職員7名の人件費のみ計上したもので、別の事業は入っておりません。また、資料にある退職給与積立金特別会計収支決算書については、11名全ての職員と専務の分が入っています。
- (委員) ちなみにその退職給与積立金特別会計収支決算書の右下、この他に所外積立金として5,500万円程度ありという表記はどういった意味ですか。
- (担当課) これは中小企業退職金共済に係る部分で、商工会議所の職員の退職金の積み立て額を、参考に記載してあるものです。この収支決算書に記載の金額で退職給与の積み立てをしていますが、これ以外にも個人の積み立てが中退共にあることを表しています。
- (委員) そういうことでしたら、法人としての積立金ではなく、個人の積立金ということですね。できれば、参考など注意書きに入れてくれたほうが、ほかに積立金として持っているようにとられる可能性がなくなり、わかりやすいと思います。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

補助金額を定める要綱の条文が実態に即していないため、改正を行うこと。

経済課 補助金－２３ 中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

中心市街地に位置する商店街（半田駅前商店街、中町商店街、ランブリングタウン）が行うイベント等に愛知県の補助事業を活用して市が協調して補助することにより商店街への集客を図り、商業の活性化とクラシティを含む中心市街地の活性化を図るものです。

今年度は市民盆踊りに合わせ、半田駅前商店街がボンボンディスコDJイベントを開催しました。27日に開催される「はんだまちなかフェスティバル」ではクラシティ、ランブリングタウン、中町商店街、半田駅前商店街が連携し、ハロウィンイベントを軸に各商店街会場を巡るスタンプラリーでスタンプを集めると豪華賞品が当たるイベントが開催されますので、皆さんもお越してください。その他、イルミネーションの装飾や、新春落語イベントを開催する予定です。

協議額の200万円については、総事業費300万円に対し、市と県と商工会議所が1：1：1の割合で費用を負担することとなっており、市費100万円と県費100万円の合計200万円を計上しています。以上で説明を終わります。

【質 疑】

（委員）補助事業実績書を見ると、まちなかハロウィンなど毎年同じイベントをされているように見えますが、今年はここに力を入れて事業を行うなどの考えはありますか。この事業を通じてにぎわいを創出するために、何を優先していくかなどの考え方があれば教えてください。

（担当課）まちなかフェスティバルなどは、地域が一体となったイベントで、継続実施することで定着してきていますので、今後も継続していきたいと考えています。この補助の目的は、商店街が行う事業を補助し、クラシティ、中心市街地の商店街への集客を図ることですので、これに沿うようなイベントになるように事業を考えていただいているところです。また、イベント以外の商店街のPRなどは、毎年見直しをしながらやっております。例えば平成30年度の事業では、商店街の統一性を図るために、おじいさんのランプにちなんでランプを店頭設置するなど、各年度で工夫をしていただいています。

（委員）その例にあるような景観形成に資する事業は、事業が終わった後も残るため良いと思います。過去には、フラッグを整備して統一感を持った商店街の雰囲気を出すような事業もあったと思います。事業計画を見ると、イベント系の事業が数多く組まれています。このような後にも残っていくような事業も考えられてはいかがでしょうか。

（担当課）中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金は、どちらかというと中心

市街地を活性化してもらうこと、商店街の集客を図ってにぎわいを創出してもらうことを目的としており、こうした人が集まるイベントを開催することも事業の趣旨に合っていると考えています。

(委員) まちなかフェスティバルは継続してきた甲斐もあって認知されてきていますが、盛り上がるのはその時だけになってしまっているという課題はあると思います。このイベント自体は維持していけば人は集まると思うので、まちなかフェスティバルで作成しているチラシなどの広報に係る予算を別で使うという考えはありませんか。このイベントはイベントで継続していったって、それ以外でもにぎわいを創出できるようなアイデアを実現していったっていいと思います。

(委員) 先ほどの議論ではないですが、一過性のイベントだけでなく、ランプの事業にあるような魅力ある商店街にしていくような事業を、整理して捻出した予算でできれば、より効果的かと思います。収支報告書を見ますと、毎年のぼりを作成していたり、ホームページ作成費が年々かさんでいたりしますので、ここを多少抑えて、創意工夫をするように、商工会議所や商店街に働きかけることが必要だと思います。

(委員) 事業成果をはかる指標についてですが、現在は歩行者・自転車通行量としています。事業成果の測定方法で、他の方法を用いることは難しいでしょうか。

(担当課) 商店街に来る方が増えてにぎわっていることを数字として表そうとすると、商店の利用客が増えることでの売上の増加幅を見るなども考えられますが、個別のお店の売り上げを聞いてみても答えられないこともありますし、別の考えでクラシティの駐車台数で見ようとしても、1・2階の商業施設を利用しているかどうかまでは掴めないため、個々の商店にどれだけ人が入ったかはわかりません。こうしたこともあり、交通量を見て判断するようにしていますが、これが適切とは言えないと思いますので、今後も引き続き考えていきます。

(委員) 景況感のようなイメージで、街を歩く人に聞き取りを行い、お店ごとに統計をとってまとめてみると、違う見え方があるかもしれませんし、研究していただければと思います。また、商工会議所の方が、中心市街地を実際に歩いて見聞きして情報を収集するようなことがあれば、こうしたにぎわいの創出のような評価しづらい事業でも、生の声が聞けて良いと思います。こうしたことはされていないのですか。

(担当課) 今はしておりませんが、一度投げかけてみます。

(委員) 平成30年度と令和元年度の補助事業実績書を見比べますと、中身がほとんど同じです。補助を出している限りは、補助を出す側として内

容をしっかりチェックしなければなりません、事業内容が本当にこの目的を達成するものだと思えているんですよ。なかなか事業成果が測定できないということがあるなかで、それでも支出していくとなると、事業の内容がしっかりしているかを見ざるを得ませんが、この事業計画だと心配になります。

(担当課) 今年度分については予算ということで資料を出させていただきましたが、このタイミングでは次年度の実業内容が固まっていない状況があったため、こうした記載となっています。商店街としても、DJイベントや新開発した弁才船焼きそばなど、新しいものにどんどんチャレンジして下さっていますので、実際には、例年通りの事業を展開しているわけではありません。また、どんな事業をやっていくかという検討会議は経済課の職員も入って話をしているので、本当に事業の目的に沿うものかどうかの確認はできています。

(委員) では、この事業計画は、毎年決めているということですか。少し先を見通した計画、例えば3年ごとの計画を作り、それを実行する中で改善を加えていくなどの考えはありませんか。

(担当課) 各商店街の会長さんが、毎年変わっておられるという現実がありますが、数年間を一旦方向づけることも今後検討はしてもらえるように、一度投げかけさせていただきます。細かなイベントまでは決めることができないかもしれませんが、各商店街の会長さんが変わったときでも、なるべく方向が変わらないように、道筋は示していけるように検討させていただきます。

(委員) 資料にある平成30年度の収支精算書に事業収入で144万円計上されていますが、これはどのような内容でしょうか。

(担当課) プレミアムクーポンの収入です。クーポンは3,000円で販売して3,300円分使えるものとなっています。商工会議所で販売した480冊分の売り上げ代金として144万円を収入計上しています。

(委員) 同表に記載の、自己資金216万1,357円の内訳を教えてください。

(担当課) 商店街によるクーポン負担金144万円と、これとは別の商店街負担金40万円の計184万円が商店街の負担金となり、残りを商工会議所が負担しています。

(委員) この補助金のスキームは、愛知県と半田市と商工会議所が1:1:1の関係で100万円ずつ出すことでしたよね。収入の部で話をしますが、収支精算書の商工会議所の自己資金額を見ると、平成29年度は108万478円、平成30年度は216万1,357円で、その

うち100万円を商工会議所が負担していないと1:1:1の負担割合にはなりません。商店街が負担しているとなると、この負担バランスが崩れていませんか。

(委員) また、収支精算書の支出の部で、補助対象経費がいくらだったか確認すると、平成29年度は約230万円で、平成30年度も約200万円と、補助対象事業費が200万円程度にしかありませんよね。そもそも、補助対象事業費が300万円以上あるから、愛知県と半田市と商工会議所で1:1:1ずつ負担するというルールに乗せると、100万円の補助額が出てくるのではありませんか。

(委員) 半田市の補助額はどう考えていますか。

(担当課) 全体の必要経費が約560万ですので、1:1:1の負担割合で100万円ずつと考えています。

(委員) 補助対象外経費も含めて全体の事業費で負担する金額を決めるということだと思いますが、補助事業費の考え方が違います。1:1:1で市の負担は3分の1という考え方だとすると、補助対象事業費が300万円なければ、市が100万円を支払う必要はないと思います。

(委員) 資料にある要綱の下に、補助事業の実施に係り半田市及び愛知県が負担する額は、会議所が負担する額を超えないものとして規定されていますので、商工会議所が100万円を負担していないのであれば、県と市も負担しなくて良いということになりますね。

(委員) そもそも、補助対象経費が200万円だけというなら、補助金の交付先は、商工会議所ではなく、この事業を実行する団体とすべきです。実行団体に直接支出し、県費と市費合わせて200万円の事業で、この200万円で収支報告をすることとなります。しかし、1:1:1の負担割合でやってきた歴史もあるとしたら、補助対象事業費は300万円ないと辻褄が合いませんよね。仮に補助対象事業費が210万円とすると、70万円ずつ負担にして、補助対象外事業については、商工会議所と商店街で協議して決めれば良いと思います。

(委員) 商工会議所が負担していると考えられていた100万円のうち、商店街が負担する部分があるとのことですので、内容を精査する時間を設けます。

【審査結果】保 留：B（理由等）

商工会議所、愛知県、半田市の負担割合としている1：1：1が実現していない収支状況となっているため、内容を精査し再度委員へ報告すること。

（18日庁内委員審査に再審査分の記録あり）

経済課 補助金－24 知多半田駅前再開発ビル商業施設利用促進補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

クラシティ商業床から得られる賃料を原資として、クラシティの商業施設の利用促進に繋がる事業実施に係る経費及び駐車場の利用料金を補助することで、商業施設の魅力創出を図るとともに、施設の利用しやすい環境を整えることで、賑わいづくりを支援しています。また、平成29年度には中埜産業（株）より1・2階の商業床をご寄付いただき、商業床から得られる賃料収入を本事業に充てております。

なお、資料にある「半田市知多半田駅前再開発ビル利用促進事業について」で事業費の内訳を説明していますが、わかりにくいかと思い、別途資料を作成させていただきましたので、この資料で説明させていただきます。

クラシティ商業床の賃料収入は704万1,000円で、この内、必要費用591万円、残った113万1,000円をクラシティ支援費用（商業施設活性化事業）としています。必要費用591万円は寄付いただく前に収入していた固定資産税や支出する必要の無かった修繕積立金や将来の解体費用に充てるものです。

固定資産税相当額248万4,000円のうち100万円は先ほど説明した中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金に充て、残った148万4,000円と市費121万6,000円の合計270万円を駐車場利用促進事業に充てるものです。

クラシティが平成18年にオープンした当初は、大変な実績があったのですが、年々客数が減ってきており、テコ入れが必要だということから、28年度末から29年度当初にリニューアルオープンしました。その時に、中心市街地の活性化に充ててほしいということで、中埜産業（株）からご寄付をいただきました。この、中心市街地の活性化、クラシティの活性化につながる支援を補助金でしてほしいとの目的に叶うように、一つは、クラシティの駐車場の利用者に対しての補助、もう一つは、クラシティにお客さんをお呼び込むための啓発、あと、先ほどのにぎわい事業は中心市街地がにぎわうようにということで使わせていただいています。説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 資料に記載のテナント負担分とは、クラシティに入っている商業施設のテナントのことですか。

(担当課) はい、各テナントが負担する部分です。1㎡あたり月1,000円でテナントの契約面積に応じてテナントごとの負担金を算出しています。

(委 員) 資料にある駐車場利用促進事業の補助額270万円の算出方法を教えてください。

(担当課) 1時間から2時間までの駐車料金は、賑わいビル開発と半田市で2分の1ずつ負担します。この金額が247万1,000円です。1時間までの駐車料金は、基本的にはテナントで負担することとし、実料金との差額を賑わいビル開発が負担していましたが、平成30年度からは、その差額を賑わいビル開発と半田市で折半することとしました。この金額は、テナント負担分を除いた額を賑わいビル開発と半田市で2分の1ずつ負担するため、22万9,000円となります。これらを合計したものが、270万円で補助額となります。

(委 員) 資料にある「半田市知多半田駅前再開発ビル利用促進事業について」は、何を説明していますか。

(担当課) これは先ほど説明させていただいた270万円の財源をどこから持ってくるかという資料です。固定資産相当額から148万4,000円、市費から121万6,000円を、必要額270万円の財源に充てるということです。

(委 員) テナントの負担分を増額することで、市が支出する補助金の額を減らせるように思えますが、そうした考えはありませんか。

(担当課) このテナント負担分を増やし過ぎても、テナントが出て行ってしまいますので、金額設定は1,000円程度が妥当だと考えています。

(委 員) 令和2年度の増額見込み額ということで、182万8,900円が見込まれていますが、これはどのようにして算出していますか。

(担当課) 今年からクラシティ3階にパスポートセンターができたことで利用者が大変増えています。パスポートセンターができた後の令和元年度4月駐車場割引認証実績が、144万6,900円であり、パスポートセンターがなかった平成30年度の同4月の駐車場割引認証実績が133万7,700円でした。この増額分11万3,200円を12か月分にした135万8,400円が令和元年度増額見込みとしています。令和2年度についても、この50%の上昇を見込み、203万7,600円としています。このうち、予算の範囲内の補助

ということで182万8,900円と算出しています。

(委員) パスポートセンターを利用された方も1時間は無料ですか。

(担当課) 1時間無料です。その後に商業施設を利用いただければ、2時間までは無料となります。

(委員) この補助金は、どこに支出していますか。

(担当課) 駐車場利用促進事業にあたる270万円は、株式会社賑わいビル開発に支出します。クラシティの駐車場利用者にかわって駐車場管理者に補助金を支出することで、利用者に受益するものです。また、商業施設活性化事業にあたる113万1,000円は、再開発ビルの商業施設の管理運営者である株式会社トロワ・アバンセにいきます。これは、商業床の賃料収入から中心市街地の活性化に資する事業に充当する固定資産税相当額と修繕積立金相当額、基金に積み立てる解体費用等の必要経費を除いた金額で、クラシティ商業施設の利用促進に繋がる事業の経費として支出します。

(委員) そうすると、株式会社賑わいビル開発や株式会社トロワ・アバンセの収支状況はどうでしょうか。余裕があるのかなどの確認はしていますか。

(担当課) 株式会社賑わいビル開発の決算書は確認していますが、株式会社トロワ・アバンセの経営状況については、把握できていないのが現状です。このクラシティの啓発事業に使っているお金の収支決算書は提出いただいているのですが、会社自体の収支状況は、決算書をいただけておらず、確認できておりません。

(委員) 補助金を支出する以上、関連性が深い部分は、確認させていただく必要があるかと思います。

(担当課) わかりました。そのようにします。

(委員) 提出してもらった資料に、タイトルがついていないので、何についての説明をしているかが不明なものが幾つかあります。資料はわかりやすく作成するようにしてください。

(委員) クラシティの支援事業は必要だと思っています。行くたびに閑散としていて寂しいなと思っていますので、こうした補助金を上手く利用して行ってほしいと思います。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

補助額の妥当性や目的の達成度など精査できるよう、交付先の経営状況など、特に補助金の使途が確認できる収支関係資料の提示を求めること。

経済課 補助金－25 半田市商業施設助成事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

中心市街地や既存の商業地域の衰退が進んでいることを受け、持続可能な商業振興を目的に、中心市街地を始め、商店街や鉄道駅周辺などの店舗を対象に新設や改装に要する費用の2分の1を補助するものです。

中心市街地は新設100万円、改装50万円、それ以外の区域は新設50万円、改装25万円を限度に補助しています。

前回指摘のあった、対象区域の見直しについては、実質、市街化区域全域としていましたが、具体的にエリア設定を行い、中心市街地のほか、JR4駅、名鉄5駅周辺、7つの商店街（①半田駅前商店街振興組合、②中町商店街振興組合、③成岩南部商店街振興組合、④ランブリングタウン協同組合、⑤亀崎発展会、⑥港本町発展会、⑦図書館前通り商店街）などの周辺地域を具体的に示しました。協議額の500万円については積算根拠にあるように中心市街地で新設2件、改装1件、鉄道駅周辺で新設2件、商店街区域で2件、南部市場で1件、計8件500万円を計上しています。説明は以上です。

【質 疑】

（委 員）資料にある要綱には、事業活動を3年以上継続することと規定していますが、確認はしていますか。

（担当課）商工会議所に確認いただいておりますが、今のところやめてしまった個店はないと聞いています。

（委 員）店舗の移転でも補助の対象となりますか。

（担当課）改装が伴えば補助の対象となります。2分の1補助なので、工事費がかかればそれだけ店側の持ち出しも増えてきますが、移転のほかりニューアルオープンの改装でも可としています。

（委 員）県補助対象である新設以外に半田市は改装も認めていますが、これはなぜですか。また、愛知県が補助をやめたら、半田市もやめる予定ですか。

（担当課）市としては、もともと従来空き店舗支援として、平成26年度から新設も改装も含めて補助をしてきましたが、県はそもそも改装を認めないという枠組みで始まったことによります。なお、愛知県が補助をやめた場合、半田市もやめることを商工会議所に伝えてあります。

（委 員）今のこの形で補助を始めてから、改装の件数が何件あったのかチェックしてください。県補助の対象である新設に市が上乗せで補助する部分は良いのですが、市が横出しでやっている改装については、これを維持していく必要が本当にあるのか整理してください。

(委員) 令和元年度の実績見込みは、10件となっていますが、現時点での交付実績を教えてください。

(担当課) 現時点での交付実績はゼロです。昨年度に対象エリアを見直したことが要因で減ってきたように感じます。これまで、商工会議所に8件の問い合わせがあり、中心市街地は1件、鉄道駅周辺で2件、商店街区域で2件ありました。それ以外の3件については、対象エリア外ということでお断りしています。中心市街地の1件については、まだ検討中で、鉄道駅周辺の1件については、施工会社と時期を詰めているところですが、その時期がずれ込むようであれば申請できなくなると聞いています。もう一件は、トレーラーハウスの改装を希望している方が相談に来ている状況です。

(委員) 平成30年度に工期が間に合わない等の理由により制度利用を断念した案件が3件あると記載がありますが、これらが今年度に制度利用することはありますか。

(担当課) 窠六のあと地は、焼き肉屋となって既に営業されているので、対象外となります。他の2件についての詳細は把握しておりませんが、今年度の移転新設などの期待はできないものだと考えています。

(委員) 新しい店ができているような印象がありますが、この補助の実績がないということは、応募条件にある商店街組合に入るなどの条件が原因となっているのでしょうか。

(担当課) 条件としては、商工会議所と当該地区の商店街振興組合等に参加することとしています。これによって手が挙がらないということではないと思っています。昨年までは、基本的に市街化区域全般を対象エリアとしていましたが、補助金の目的や狙いを反映するように、対象エリアを見直した関係で、エリアが実質的に狭まり、先ほどの3件のように残念ながら対象とならないケースが増えたと認識しています。

(委員) 新設で補助対象としている商店街区域は、広くカバーしているのではないかと思います。それでも狭いという認識ですか。

(担当課) 商店街区域で広いのは成岩南部地区だけで、それ以外のところは駅前と被っています。どちらかと言うと通り沿いといったイメージで、そう広くはありません。令和元年度の予算を編成した段階では10件ある見込みでしたが、全く申請が出てこないため、9月には市報で制度を周知したり、不動産会社に制度を紹介してもらったり、商工会議所でも周知をしてもらうなどのPRはしておりますが、現時点での実績はない状況です。

- (委員) 実績がありませんので、件数については考える必要があります。例えば、中心市街地の新設2件を1件に、鉄道駅周辺の新設2件を1件、商店街区域の新設2件を1件にすると、200万事業費を落とせるので、市の持ち出しは前年同額の175万円となります。実績がないので、こうした形にして、実績が増えたようであればその際に対応した方が良いでしょう。
- (委員) 本当に自分たちが商業施設を運営していこうという気があれば、自力でもやると思いますし、さらに補助もある状況で実績が出ていないことを考えると、この協議額も見直した方がいいと思います。
- (委員) 補助制度があるにもかかわらず、実績が挙がらないのは不思議ですが、こうした補助制度があることで、少しでも個店を出そうと思う人がいてくれるのならば補助の意味はあると思います。これだけの補助金がもらえるのであれば使いたい人もいるだろうと思います。これは、情報が行き渡っていないと考えて、この補助金の有効な活用方法をもっと知ってもらう努力をする必要があると思います。
- (委員) 私も原因の1つには、PR不足があるのではないかと感じます。もう1度、この補助金を使ってもらうためには、何ができるのかを議論してください。
- (委員) それでは、市費が昨年度と同額の175万、県費が125万円となるように、協議額を300万円に落とすこととします。積算内訳としては、中心市街地と鉄道駅周辺と商店街それぞれの新設補助2件を1件に減らします。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ① 令和元年度の補助実績がないことから当判定額としたため、積極的なPRに努めること。
- ② 商業施設の新築と改装で補助交付機関（国県補助又は市費のみ）が異なることから、国県補助終了後の補助の在り方など、商店街の活性化の目的達成に向けた考えを整理すること。

経済課 補助金－２７ 中心市街地まちづくり支援事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

半田商工会議所のまちづくり推進室が実施するまちづくり推進事業に対して補助をするものです。

商工会議所は、平成31年3月に地元の若手商業者を中心に検討してきた「半田市中心市街地活性化ビジョン」を策定しました。中心市街地のために何かしようと知恵を絞って出されたアイデアを具現化できるよう支援を行い、地域全体の機運も高めていきます。

また、これまでは半田運河を活用したキャナルナイトの開催や銀座本町に開設した「街づくりステーション カガシヤ」では、地元高校生や日福大学生とのコラボ事業をJR半田駅側で事業展開していましたが、今後は名鉄知多半田駅側を中心に事業展開を図ることとしました。駅前ロータリーやおおまた公園、こうせい公園などの公共空間を活用した賑わいイベントの開催、クラシティでは新規でチャレンジショップ事業として120万円を計上して実施することとしました。具体的には、会議所が事業者を選定し、この10月から若者がタピオカの店をオープンさせます。将来的に中心市街地でお店が構えられるよう商工会議所は後方支援を行っていくものです。

協議額の200万円については総事業費400万円に対し、市と商工会議所が1：1の割合で費用を負担することとなっており、市費200万円を計上しています。

委員より事前質問をいただきました、商工会議所が地域の商業者、関係者と策定した「中心市街地活性化ビジョン」とは具体的にどんな内容のものか教えてほしいとのことについて回答させていただきます。中心市街地は土地区画整理事業により駅前広場・道路・公園などのハード面は整ったものの、人通りは少なく、依然として低未利用地が多くあり、かつてのまちの賑わいは失われつつある中、地域の商業者を中心に、このままでは厳しいという危機感が生まれてきていました。

商工会議所は、今後行われるJR半田駅周辺の高架事業のタイミングを中心市街地の活性化を図る機会と捉えていることから、地域商業者が中心となった実効性のあるビジョンを策定する必要があると考え、地域商業者の指針となる新たなビジョンを策定したものです。

このビジョンは、概ね10年計画で中心市街地の現状や課題を整理し、商工会議所が地域の商業者や事業所とともに、まちの活性化を目指すための基本方針や実施可能な取組みをまとめたものです、

今後、商工会議所はこのビジョンに沿った取組みの実現に向け、地域商業者から出された具体的な事業アイデアを関係機関と連携を図りながら具現化でき

るよう進めていき、本市もサポートしていくものです。

この9月28日にマツイシ楽器店よりクラシティに寄贈されるピアノをまちのストリートピアノとして活用していくアイデアについても、ビジョン策定メンバーから出され、取り組まれた一例となります。以上で説明を終わります。

【質 疑】

(委 員) 賑わい創出・コラボ事業・実証実験で令和2年度に170万円の予算が計上されていますが、具体的にどのような内容の支出ですか。

(担当課) 名鉄知多半田駅前の駅前ロータリーでのにぎわいフェスタで100万円、ビジョンに沿ったアイデア企画の実現のために2回分で50万円、おおまた公園で行うコラボ事業で10万円、地域交流事業としてカガシヤでやっていた、ちいきの食卓まっさん家を山之神共集館で開店しているので、これに10万円の支援を予定しています。

(委 員) 半田まんなかプロジェクトの報償費としての計上は何ですか。

(担当課) 日本福祉大学の先生に対する報償費です。まちづくり勉強会に来ていただいています。1年を通してアドバイスや指導をいただいております。昨年度は十数回きてもらった実績もあります。

(委 員) コンサルタント委託をやめることが記載されていますが、令和元年度収支予算書には、コンサルタント委託業務として費用計上されています。これはどういうことですか。

(担当課) JR駅前の活性化については、コンサルを入れて、どうしたら商店街がにぎわうかということに取り組んできました。その際、周辺住民が集まる空間が欲しいということで、ミツカンさんから場所を借りてカガシヤを設置して運営してきましたが、なかなか人が集まる仕組みができませんでしたので、平成30年度でやめることとしました。これを機にコンサルタント委託についても、やめることを決定したものです。令和元年度に計上されているコンサルタント委託は、今年策定したビジョンを進めるための助言をいただくためのものであり、これまでのコンサルタント委託とは別のものとなります。

(委 員) 令和元年度からそのビジョンに基づいて事業展開していくとのことでしたが、このなかでコンサルタントの必要性はどこにあると考えているのですか。

(担当課) 令和元年度予算にも計上させていただいてはいますが、商工会議所とも話す中で、コンサルはできれば使わずにやっつけていこうとしています。今年度のチャレンジショップ事業で開店したタピオカの店のことで相談することがあれば、使わせていただく可能性はありますが、

必要なければ未執行でいこうと話をしてしています。なお、令和2年度については、コンサルタント委託の費用計上はしていません。

(委員) コンサルタント委託は未執行になるとのことですが、他の事業についても執行されたかどうか、実績報告で収支、残余额、繰越金、返納金までしっかり確認するようにしてください。補助金も市税なので、税の使い道として正しいかどうかという視点でみてください。商工会議所のお金とは意味合いが異なりますので、注意してください。

(委員) 令和2年度には、まちづくり勉強会を企画されていますが、このためにコンサルタントをお願いすることはありますか。

(担当課) 昨年度まではビジョン策定もあったことから、日本福祉大学の先生と地問研のコンサルにも来てもらっていましたが、来年からはやめることとしています。

(委員) 令和元年度から実施するチャレンジショップ事業についてお聞きします。いつまでの補助となりますか。

(担当課) 基本的に6か月単位で、1事業者で最大1年間継続できるような仕組みになってます。今年タピオカの店が10月に入りますが、3月に閉店するか、6か月延長するかを利用者に確認することとなります。そのなかで、次に新しくチャレンジされる方を選定していくようなスキームとなっています。

(委員) ひと月当たりの補助額はいくらですか。

(担当課) 賃料について補助を出すこととしており、共益費込みで月8万円、6か月で48万円です。また、事業者が変わったときに、入る事業者によっては、これまでと異なる店舗設備が必要となる可能性があるため、新しく入る事業者に配慮する形で、改装費も補助の対象として、60万円を計上しています。

(委員) ひと月の家賃は8万円で、これを全額補助しているのですね。8万円全部というのは税の使い道としては、余りに偏った使い方かなと思います。そうすると本人負担はゼロになりますか。

(担当課) 光熱水費、駐車場使用料、テナント会の費用はかかってきます。また、冷蔵庫などの基本備品は当然用意していただきます。

(委員) 最大1年間ということは、希望があっても同じ場所で事業継続はできないということですね。

(担当課) このチャレンジショップ事業を利用できる1年間で事業を軌道に乗せて、次の店をできれば半田市内に出していただく、そして新たな起業したい人が入れ替わりでこの事業を利用し、そこでまたノウハウを学んでお店を出していただくという形で進めていきたいと考えて

います。

- (委員) この補助金を受けて事業をスタートすることはいいですが、その後に半田市以外の自治体に店を出すことは良しとするのですか。
- (担当課) 当然、半田市内にお店を出していただきたいという考えではありますが、今のところ制限はありません。ただし、半田でお店を持ちたいという方を選定し、商工会議所も後方支援することとなっており、空き店舗で安く良い物件がないかを探していると聞いています。
- (委員) 事業を始めようと思うとお金がかかるので、先行投資を補助してもらえるとすることは、比較的小金のない若者などはありがたいと思います。しかし、今まで8万円の補助があったことで、期間が終わって補助が無くなった時には、より苦しくなると思います。ですので、全額ではなくて半額だとか、出店者にも負担があるような仕組みにするべきだと思います。そもそも、補助がないのが普通だという考えも必要ではないですか。
- (委員) 対象のエリア内で出店するというのであれば、新設するときには半田市商業施設助成事業費補助金が出るんですよね。チャレンジショップ事業の補助を受けてノウハウを学んでもらって、半田市内に店を出してもらうのが目指すところかと思いますが、その次にもこうした補助が受けられると説明すれば、半分の家賃負担だとしても事業者のやる気は出るんじゃないですか。半田市の税金で賃料全額をみて市外に出店していってしまうことがあると考えると、税の使途としては好ましくないのではないかと思います。
- (委員) もっと利用者呼び込むことを考えると、今のスキームでは1つのお店に年間96万円、概ね100万円くらい支払うものですが、これを2つにわけて50万円ずつにすれば、2つのお店が出店するかもしれません。こうした考えはありますか。
- (担当課) 過去にも月1万円の設定で同様の事業を募集してみたことはあるのですが、なかなか手が挙がらなかった経緯があります。今回出店する事業者からは、金額の大きな補助をしてくれると、商品の値段設定も安くできてお客さんもより見込むことができるという声がありました。また、場所も現在は1か所しかないなので、こうした形とさせていただきます。
- (委員) 確かに金額を高くすればそれだけ出店への敷居は低くなるのは当然だと思いますが、補助金という性質を考えると、考慮する点がほかにもあると思います。それでは、今回は何件申請がありましたか。
- (担当課) 2件です。他にももっと手が挙がるようであれば、別の場所で数件と

いうことも考えていきたいと思います。

- (委員) 8万円でも2件しか申請が出てこないということは、募集の仕方にも問題があると思います。家賃分を全額補助しますと前面に押し出してPRしたとすると、もっと申請があってもおかしくないと思います。さらに、仮に半額の補助だとしても、PR方法を工夫すればこれを上回る申請があったかもしれません。
- (委員) 半田市の支出だけで考えるのではなく、そもそもの賃料の部分で、賑わいビル開発にも安く貸していただけるように交渉するなど、方法もこれだけではないと思います。
- (委員) このチャレンジショップ事業などの新しい事業は、会議で概要を説明するのではなく、会議資料として各事業の費目までわかるような収支予算書を提出してください。議論するときには必要です。
- (委員) チャレンジショップの仕組みについては、市の補助金の出し方として適切かという視点で再検討してください。補助後の出店の場所を制限する意見や、ビルの管理者に負担を求めるなどの意見もありましたので、しっかり議論してください。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ① 事業計画及び予算書の内容を改め、補助金としての妥当性や金額設定を協議できる資料の提示をすること。
- ② チャレンジショップの制度設計に際し、補助率やチャレンジ後の出店条件など再協議すること。